

阿南市福祉避難所運営マニュアル

令和2年3月
阿南市危機管理部

はじめに

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災では、犠牲者の数において高齢者が過半数を占め、障がい者も多くの方が犠牲となってしまいました。

高齢者や障がい者など特別の配慮を求められる方々については、地震や津波等の直接の被害だけでなく、必ずしも生活環境が十分に配慮されたとはいえない避難所で長く生活することを余儀なくされた結果として、健康を害し、最悪の場合命を落としてしまういわゆる災害関連死に至るケースも多く見られました。

本市は阿南市地域域防災計画を基本とした取り組みを進め、災害時に被災者となった要配慮者の方に不自由なことの少ない避難生活を送っていただくことを目指します。

このため、本市では、福祉避難所としての受け入れについて、あらかじめ高齢者福祉施設や障がい者支援施設等と「災害時の福祉避難所の設置等に関する協定」を締結し、災害時における要配慮者の円滑な受入れ等を図るとともに、その運営等のルールを定めた「阿南市福祉避難所運営マニュアル」を令和2年3月に策定しました。

本マニュアルにより、災害発生時はもとより、平常時においても福祉避難所等の設置運営に係る知識と事前の備え等に活用されることをお願いいたします。

令和2年3月

危機管理監 田邊 正明

目 次

第1章	マニュアルの目的、位置づけ	1
1	目的	1
2	本マニュアル及び福祉避難所の位置づけ	1
第2章	災害時における要配慮者支援の概要	2
第3章	福祉避難所に関する基本的事項及び平常時の取り組み	4
1	避難所とは	4
(1)	避難所と福祉避難所の違い	
(2)	福祉避難所の満たすべき基準	
(3)	福祉避難所として利用可能な施設	
2	福祉避難所の受入れ対象者の把握	6
(1)	福祉避難所の受入れ対象者	
(2)	福祉避難所の対象となる者の概数の把握	
(3)	福祉避難所の対象となる者の現況等の把握	
3	福祉避難所の指定	11
(1)	利用可能な施設の把握	
(2)	利用可能な施設の調査	
(3)	福祉避難所指定の要件	
(4)	福祉機能の段階的・重層的設置	
(5)	福祉避難所の指定	
4	人材の確保	14
(1)	要請先リストの作成	
(2)	専門的人材の確保のための関係機関との連携	
(3)	ボランティアの確保	
(4)	福祉避難所の委託等	
5	福祉避難所の施設整備及び物資・器材の確保	15
(1)	施設整備	
(2)	物資・器材の確保	
6	移送手段の確保	17
(1)	一般避難所（福祉避難室）への避難	
(2)	福祉避難所・入所施設等への移送	
(3)	バス、タクシー会社（協会）との協定	
7	まとめ	19
8	緊急入所等への対応	20
9	福祉避難所の市民への事前周知	20
(1)	実施上の留意点	
(2)	事前指定されている施設	

10	市における運営体制の整備	22
	(1) 福祉避難所運営に関する協議会の設置	
	(2) 福祉避難所担当職員の指定	
	(3) 各福祉避難所等の運営体制の事前整備	
11	福祉避難所等の普及啓発	23
	(1) 知識の普及啓発	
	(2) 訓練の実施	
第4章	災害時における福祉避難所等の開設・運営	24
1	福祉避難所等開設・運営の流れ	24
2	避難所の開設及び福祉避難室の設置	25
	(1) 避難開始	
	(2) 緊急避難場所への避難	
	(3) 避難所開設時に福祉避難室を設置	
3	福祉避難所開設の準備	26
	(1) 要配慮者支援班（仮称）の設置	
	(2) 福祉避難所の状況確認	
4	避難所でのスクリーニング	31
	(1) 対象者の定期的調査	
	(2) 本人の希望確認	
	(3) マッチング	
	(4) 対象外の要配慮者	
	(5) 健康等調査の活用	
	(6) スクリーニングの判断基準	
5	福祉避難所の開設	33
	(1) 開設要請と受入れ要請	
	(2) 福祉避難所への直接避難と受入れ要請	
	(3) 人員配置（人的支援要請）	
	(4) 要配慮者の移送	
	(5) 開設期間	
6	福祉避難所運営体制の整備	38
	(1) 福祉避難所担当職員の配置等	
	(2) 福祉避難所の運営体制の整備、活動支援	
7	福祉避難所の運営	42
	(1) 総務情報担当の業務	43
	(2) 施設管理担当の業務	46
	(3) 食料・物資担当の業務	49
	(4) 保健・衛生担当の業務	62
8	福祉避難所における要配慮者の支援	64

(1) 福祉サービスの提供	
(2) 緊急時対応	
(3) 日報の提出	
9 福祉避難所の閉鎖	67
10 緊急入所としての運営	68

第1章 マニュアルの目的、位置づけ

1 目的

災害時に福祉避難所の開設・運営を円滑に実施し、被災者となった要配慮者の方に適した生活環境が提供できるように、市が実施すべき災害発生前の準備事項及び災害時における福祉避難所等の開設・運営に関し、市及び福祉避難所等の取り組みについて具体的に示すことを目的としています。

2 本マニュアル及び福祉避難所の位置づけ

本マニュアルは、徳島県が策定した「福祉避難所運営マニュアル作成指針」（平成31年3月）を基に作成していますが、本市地域防災計画及びそれに基づき作成した「阿南市避難行動要支援者避難プラン」（平成28年1月）及び「阿南市避難所運営マニュアル」（平成29年3月）などの個別計画と整合を図り作成しています。

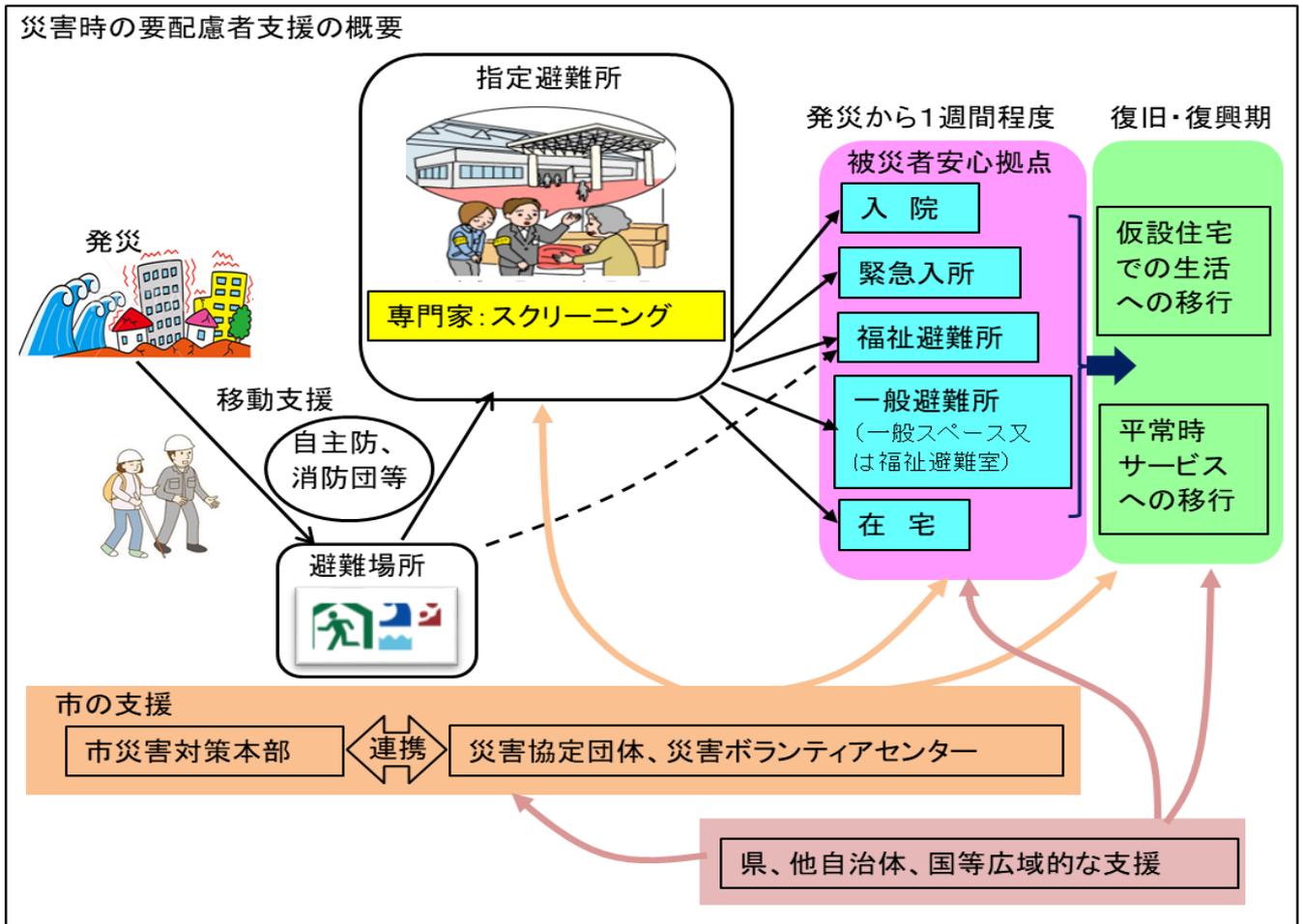
この中で、福祉避難所は災害時要配慮者の障がいの程度や心身の健康状態等を考慮して、一般の避難所生活が困難と判断した場合に、必要性の高い方から優先的に入所していただく二次的な避難所として位置づけています。

	防災計画	要配慮者避難支援	福祉避難所	避難所
国	防災基本計画	避難行動要支援者の	福祉避難所の確保・	避難所運営ガイド
		避難行動支援に関する	運営ガイドライン	ライン
		取組指針	(平成28年4月策定)	(平成28年4月策定)
		(平成25年8月策定)		
県	県地域防災計画	—	県福祉避難所運営	県避難所運営マニユ
			マニュアル作成指	アル作成指針
			針(平成31年3月策定)	(平成29年3月改訂)
市	市地域防災計画	市避難行動要支援者	市福祉避難所運営	市避難所運営マニユ
		避難支援プラン	マニュアル	アル
		(平成29年2月改訂)	(令和2年3月策定)	(平成29年3月策定)

第2章 災害時における要配慮者支援の概要

地震・津波、風水害等の大規模災害が発生し、住民が避難を余儀なくされる場合に、市は、指定避難所（以下「避難所」という。）を開設します。多くの避難者が避難所で生活することとなりますが、「災害時要配慮者」と呼ばれる高齢者、障がい者、乳幼児等の特別な配慮を要する人（以下「要配慮者」という。）については、避難所で生活を送ることが困難な場合があります。

下の図は「災害時における要配慮者の安心拠点への流れ」を図式化したものです。



①入院

医療的な処置が必要な人については、医療機関に入院することになります。

②緊急入所

介護サービスを受けている又は障がい福祉サービスを受けている在宅の人で、社会福祉施設で専門的なケアが必要な方は、緊急的に施設に入所することになります。

③福祉避難所

避難所を巡回する保健師等がスクリーニングを行い、避難所での生活が困難と判断された場合は、本人又は家族の意向を確認するなどして、市が社会福祉施設等との協定に基づき開設する福祉避難所に移ることになります。

④福祉避難室

避難所を巡回する保健師等がスクリーニングを行い、一定の配慮は必要なものの、避難所内の福祉避難室での生活が可能な方は、本人又は家族の意向を確認するなどして、避難所内の福祉避難室に移ることになります。

福祉避難室とは

避難所において要介護者、在宅療養者、障がい者、妊産婦など特別の配慮を要する避難者に対応するため、専用の居室を設ける。1階で出入り口に近く、医務室やトイレに近く、日当たりや換気が良い部屋を選び、床に断熱材を敷くなど要配慮者に配慮した部屋にする。

平成29年4月作成阿南市避難所運営マニュアルより

<参考> 福祉避難所の運営の準備について

福祉避難所の設置や運営に関する協定締結の遅延や、支援物資が届かない、施設負担費用の請求の一部を認めないなど、自治体との連携がうまくいかなかったという意見は避難所となった施設側から多く出された。支援者の受入れ自体も施設側が主体となって行わざるを得なかった施設もあり、福祉避難所に対する対応がばらばらであったという意見も寄せられている。

受け入れ施設と自治体との情報共有について、ある避難所では2週間に1度は自治体と福祉避難所職員による連絡調整会議が開かれ、避難者リストを集約し、今後の対応についての打ち合わせを行ったというような事例もあるが、このように、随時会議等を開催できる体制を整え、必要に応じて各事業所から管理者・相談員・看護師・栄養士などを招集しサポートチームを編成できるよう準備しておくことが重要と感じたという意見が出ている。

福祉避難所となった施設から寄せられた熊本地震の反省点として、大規模地震における対応等について、避難の際の手続きや本人家族への説明方法やトリアージの考え方、事故発生時の責任の所在、開設期間、福祉避難所でのルール、運営費用、記録様式など、改めて自治体ときちんと取り決めを行う必要があるという声も聞かれた。

「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」
(内閣府平成29年4月)より

1 福祉避難所とは

災害対策基本法によると、要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものとなっています。

(1) 避難所と福祉避難所の違い

ア 避難所とは

市があらかじめ指定しており、災害によって短期間に避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間避難生活を送る施設のことです。多くは学校の体育館や公民館等の公共施設を指定しています。

大人数で生活するため、避難所の運営が上手くいかなければ、様々な問題が発生します。阪神・淡路大震災をはじめとする過去の災害では、避難所で生活していた高齢者や障がい者の中に疲労やストレスが原因で体調を崩し、災害関連死が発生しました。



平成28年4月熊本地震での避難所のようす
(廊下にも毛布を敷く)



令和元年10月台風19号による長野市内避難所のようす(毛布で寒さをしのぐ)

イ 福祉避難所とは

市が指定し、災害時に要介護者や障がい者、妊産婦ら一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮(例：バリアフリー、スロープ、洋式トイレ等)を必要とする要配慮者を受け入れる二次的避難所です。要配慮者の心身の状況やニーズを踏まえた避難生活の場の確保や避難生活の支援を行い、避難所において発生する災害関連死等の二次災害を防ぐことを最大の目的としています。

一般の避難所の状況を判断した上で必要な時に開設されるため、最初から避難所として利用されるわけではありません。平成7年の阪神大震災の教訓から平成9年に災害救助法に位置づけられました。

なお、あらかじめ指定した福祉避難所でなくても要配慮者を避難させて実質的に福祉避難所としての機能を果たしていれば、災害救助法の定める福祉避難所に該当することになります。



平成23年3月東日本大震災
石巻市(体育館に設置)



平成28年4月熊本地震
(人、設備が不足)

(2) 福祉避難所の満たすべき基準

内閣府令で定める次の基準に適合する施設

- ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている。
- イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されている。
- ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居が可能な限り確保されている。

(3) 福祉避難所として利用可能な施設

現況において要配慮者の避難が可能な施設の他、機能を整備することにより利用可能な施設を含みます。

ア 社会福祉施設（入所施設）

長所：物資、器材、人材が整っている。

課題：避難者の受け入れによって入所者の対応に支障を来すことを防ぐため、専門職の派遣を要請するなどの対策が必要

イ デイサービスセンター等通所施設

長所：物資、器材、人材が整っている。

課題：ライフラインの復旧に伴い、本来の通所施設としての機能に戻す必要があり、福祉避難所機能の早期解消を図る対策が必要

ウ 宿泊施設

長所：冷暖房・トイレを含め、宿泊機能が既に確保されている。

課題：バリアフリーになっていない場合があり、また、避難生活支援にあたる専門職を確保し、派遣する必要がある

エ 小中高等学校や公民館等

長所：避難所としての指定に伴い、福祉避難所として活用するスペースの確保の交渉がしやすい。

課題：人材確保、資機材準備など機能構築に時間を要するため、老人福祉施設協議会等に依頼して、福祉避難所としての機能を確保するなどの対策が必要。また、開設期間が長期化した場合、施設の本来の機能を果たすのに支障がある場合は、福祉避難所機能の早期解消を図る対策が必要である。

2 福祉避難所の受入れ対象者の把握

(1) 福祉避難所の受入れ対象者

ア 法律上の要配慮者

福祉避難所の対象者と想定しているのは、法律で定義された要配慮者で「災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」（災害対策基本法第8条第2項第15号）と定義されています。

「その他特に配慮を要する者」として、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者等が想定されています。

イ 福祉避難所の利用の対象者

身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所の生活において、特別な配慮を要する者であることとされています。避難所生活において何らかの配慮を要する者に加え、その家族を含めることができます。

なお、特別養護老人ホーム等への入所対象者は、緊急入所を含め、当該施設で適切に対応されるべきであり、原則として福祉避難所の対象とはなりません。

（「災害救助法 運用と実務」第一法規 平成26年）

※災害時における要配慮者を含む被災者の避難生活場所については「在宅」、「車中等屋外」、「一般の避難所」、「福祉避難所」、「緊急的に入所（緊急入所）」が考えられます。

ウ 福祉避難所等の利用対象者の基準

福祉避難所の利用対象者の基準は以下のとおりとしますが、避難者及び避難所等の状況に応じ、個別に判断していきます。

種類	利用対象者の基準
福祉避難室	要介護 1、2 程度 身体障害者手帳 3 級程度 療育手帳 B 級程度 精神障害者保険福祉手帳 3 級程度 妊産婦、乳幼児
福祉避難所	要介護 3 程度 身体障害者手帳 2 級程度 療育手帳 A 級程度 精神障害者保険福祉手帳 2 級程度 妊産婦、乳幼児
緊急入所	福祉避難所での対応が困難な者

※ニーズ判断基準の例（「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針」による）

上記対象者の状況に加え、ニーズを考慮して入所する施設を選定することになります。

種類	対象者	想定される者
福祉避難室 (避難所の特別教室 や空き部屋に開設)	家族の介護により避難生活が可能の人	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦 ・乳幼児連れの家族 ・集団での避難生活でパニックを起こす可能性のある人 ・体育館等での床から寝起きが困難な人 ・認知症や身体障がいがある等の理由で、避難所生活が困難な人
宿泊施設 又は 福祉 避難 所	宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦 ・乳幼児連れの家族 ・集団での避難生活でパニックを起こす可能性がある人
	福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・家族等による介護を中心に専門職員による介助を必要とする概ね中程度の身体障がい者又は高齢者等
入院 緊急入所	福祉避難所での避難生活が困難で医療機関による治療や専門的な器材と職員による介助を必要とする人	
<参考>		

「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」

(内閣府平成29年4月)より

- ・熊本地震を経験した職員が挙げた課題の一例としては、(中略)、障害種別や要介護度等の多種多様な対象者を、入所施設や通所施設、支援学校等の施設種別、規模等が異なる福祉避難所にどのようにマッチングさせて、避難収容するかの検討が必要であると感じたという。

(2) 福祉避難所の対象となる者の概数の把握

保健福祉部は福祉避難所の必要数を検討するため福祉避難所の対象となる者の概数を把握し、危機管理部に通知します。この概数については少なくとも年1回更新します。危機管理部は、この概数を最大規模の対象者とし、その人数の避難を可能とすることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び指定を行います。
※この概数把握は市の既存統計によるほか、民生・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員からの情報や障がい者団体からの情報も把握し、活用します。

ア 福祉避難所の対象者

- ①身体障がい者（視覚障がい者、聴覚・言語障がい者、肢体不自由者）
- ②知的障がい者
- ③精神障がい者
- ④高齢者
- ⑤人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者
- ⑥妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者

イ 対象者把握の留意点

福祉避難所の対象者は要配慮者の支援にあたる家族も含めます。

また、特別養護老人ホーム等の入所対象者は原則、福祉避難所の対象とはしませんが、緊急かつ一時的に福祉避難所へ避難することは妨げません。

(3) 福祉避難所の対象となる者の現況等の把握

市は災害時において福祉避難所の対象となる者を速やかに福祉避難所に避難させることができるよう、平時から対象者の現況等を把握しておきます。

このため保健福祉部は、要配慮者の中で避難行動要支援者に該当する方の情報を収集・整理して更新の都度、危機管理部に通知します。危機管理部はこれを元に対象者の現況を個別に掌握できる名簿を作成します。

この名簿作成にあたり、民生委員・児童委員や介護支援専門員、社会福祉協議会等の関係機関と情報共有・相談しながら、「緊急入所に対応すると考えられる方」「避難行動に支援が必要であるものの、避難生活に支障はないと考えられる方」を福祉避難所入所対象外として識別できるようにしておきます。

※市は県と連携し、人工呼吸・酸素吸入、透析など緊急・継続した医療措置が必要な難病患者の把握にも努め、災害時に速やかな対応ができるようにしておきます。

ア 避難先施設毎の概数の把握

避難行動要支援者名簿の対象者の中から、日常生活の困難度等を勘案して、緊急入所に対応する者、福祉避難所の対象となる者、避難所での生活が可能な者に分類して、それぞれの概数を把握しておきます。

しかし、単純な線引きでは、フォローできない住民がいる可能性があります。

市単独の取り組みでは限界があるため、関係機関と連携して取り組むことが必要です。

平時から進める避難所アセスメントの目安

緊急入所の可能性が高い	要介護3以上	全介助（区分5、6）
	高齢者で身体障害1級	医療ケア24時間
	山間部高齢一人暮らしで足が不自由	吸引、酸素等が必要
	認知症 高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上	意思疎通不可（知的、精神的、パニック）
	経管栄養や流動食等が必要	全盲者
	重度知的障がい者	
福祉避難所の検討が必要	一部介助	車椅子利用者
	要介護1、2	義足・義手
	山間部高齢一人暮らしで歩行可能	視覚障がい（全盲者除く）
	歩行難、歩行不安定	トイレ介助が必要
	強度自閉症	服薬管理が必要な持病の方
	他害、奇声、異食等がある	
避難所での支援検討が必要	徒歩で避難所に行ける	聴覚障がい、避難・避難生活可能
	要支援1、2	高齢者世帯
	家族支援がある、家族と避難所移動可能	自分で車運転可
	和式トイレが使用できる	弁当などで体調管理可能
	地域等に介助者がおり、避難・避難生活が可能	

（作成・提供：NPO法人さくらネット）

イ 把握する情報

避難行動要支援者を前表に示した3つの対象者ごとに区分して以下を把握しておきます。

- ①住所
- ②氏名、性別
- ③生年月日
- ④身体状況
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥家族構成（同居の有無も含む）
- ⑦介助者の状況（昼間・夜間）
- ⑧緊急時の連絡先
- ⑨本人の居室の場所

※前記下線部に示した難病患者（避難行動要支援者には該当しない者）については①～⑤を把握します。

※要配慮者の内、「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者」を避難行動要支援者とし、その名簿の作成が市に義務づけられています。

※避難行動要支援者名簿は、各地区（市内14地区）の自主防災組織、民生・児童委員、消防団に提供され、要配慮者一人一人の避難支援をまとめた個別計画が作成されます。この個別計画は作成後、市に提供されますが、避難行動要支援者に関し、前記ア「把握する情報」の内、⑥⑦⑧⑨が記されています。

なお、要支援者名簿登録者のうち、平常時から外部提供することについて本人の同意が得られた要支援者名簿情報については、要支援者を支援することの同意が得られている関係機関又は団体等に限り、あらかじめ提供します。

※平時から関係者間で地区単位で必要とする「支援の目安」を共有し、個別支援及び地域支援について検討しておくことが重要です。地図上に在宅の要配慮者をまとめておくと地区ごとの必要とする支援規模が分かりやすくなります。

資料2「福祉避難所の対象となる者の把握事例」参照

また、要配慮者の避難行動時に必要な配慮については、資料3「要配慮者の避難行動の特徴と配慮を要する事項」（「徳島県災害時要援護者支援対策マニュアル」より抜粋）参照

ウ 情報のデータベース化

災害時において安否確認、避難情報の伝達、避難支援、福祉避難所の開設等の対策に活用ができ、また、平常時から対策の検討を実施するため、把握した情報はデータベースとして整備しておきます。また、最新の情報を保持するため、毎月、登録情報の確認・更新を行います。

エ 留意事項

- ・ 個人情報扱うので、各組織において関連情報の取扱者を明確にしておくなど、情報の漏洩・不正使用の防止措置を講じておきます。
- ・ 市においては災害時に備え、データのバックアップを取っておきます。
- ・ 災害時、避難所（一般）を開設し、避難者名簿及び要配慮者名簿を作成しますが、その際、上記情報について必要事項を各名簿に記載します。

3 福祉避難所の指定

(1) 利用可能な施設の把握

市は福祉避難所として利用可能な施設を洗い出します。利用可能な施設として以下の施設が考えられますが「バリアフリー」、「支援者をより確保しやすい施設」を主眼に選定します。

- ・ 入所・通所施設
- ・ 宿泊施設
- ・ 小中高等学校や公民館等

(2) 利用可能な施設の調査

ア 各施設の整備状況や収容可能な人数等の把握

区分	内容			
基本情報	名称、住所、電話(FAX)番号、所有者・管理者			
構造情報	構造、階数、耐震性の有無、使用可能スペース			
設備情報	トイレ、障がい者用トイレ、風呂・シャワー、冷暖房設備			
	スロープ、エレベーター、非常用電源、給食設備			
	パソコン、ネット接続設備、TV			
車両情報	一般車両、福祉車両			
人材情報	介護（看護）職員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援			
	専門員の人数			
受け入れ可能人数	受け入れ可能な障がいの程度と人数			

イ 調査上の留意点

- ・ 指定に至らない施設も、緊急的に受け入れを要請する可能性があることから、利用可能な施設の情報はデータベースとして整備しておく。
- ・ 県施設についても指定対象とし、県と連携する。
- ・ 通所施設については、設置場所の検討において、被災後、通所施設の再開への影響が無いようにする。

(3) 福祉避難所指定の要件

ア 施設自体の安全が確保されている。

- ・耐震性が確保されている。
- ・土砂災害警戒区域外にある。（区域内にある場合、避難確保計画の作成が必要）
- ・浸水した場合にあっても一定期間、要配慮者の避難生活のスペースが確保できる。

イ 施設内における要配慮者の安全が確保されている。

- ・原則としてバリアフリー化されている。
- ・バリアフリー化されていない施設を指定する場合、障がい者用トイレ、スロープ、ベッド、間仕切りの設置、障がい者用物資、器材の確保を図ることを前提に指定する。

ウ 必要なスペースが確保できる。

- ・要配慮者の特性に応じた避難スペースが確保できる。（1人あたり概ね2～4㎡が基準となる。）

(4) 福祉機能の段階的・重層的設置

福祉避難所の機能を要配慮者の状態に応じて適切に対応するため、福祉避難所の機能を段階的・重層的に設定します。

ア 福祉避難室

災害時にすぐに要配慮者が避難できる福祉避難室として一般の避難所の中に介護や医療相談等を受けられることができる部屋を確保します。

専門性の高いサービスは必要としませんが、一般の避難所内では避難生活に困難が生じる要配慮者が避難します。

避難所として使用し、別部屋が確保できる学校及び公民館等に設置します。

イ 福祉避難所

障がいの程度等により、福祉避難室で避難生活が困難な要配慮者は、施設・設備、体制が整った施設に避難していただきます。

老人福祉施設、障がい者支援施設等に加え、状況により宿泊施設も想定しています。

(5) 福祉避難所の指定

市は福祉避難所の指定要件を踏まえ、以下により福祉避難所として指定する施設を選定し、指定します。

- ・福祉避難所の設置・運営に関して、福祉避難所として指定する施設との間で協定を締結します。

※資料5「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（案）」参照

- ・協定で設置手続き、福祉避難所での支援の内容・方法、費用負担等について明確にしておきます。

※福祉避難所の設置については、通常、市が対象施設に福祉避難所の設置を依頼しますが、市との連絡がつかない場合、対象施設の判断で福祉避難所を設置できるものとします。

- ・量的確保を図るとともに、質的確保（福祉避難所毎のマニュアル作成や訓練）を図り、災害関連死の発生を防ぎます。
- ・指定できた福祉避難所のみでは量的に不足する可能性がある場合、旅館、ホテル等の民間の宿泊施設との間で施設の提供に関する協定の締結も推進します。

※宿泊施設を福祉避難所として指定する場合の考え方・手順等については、資料1「宿泊施設の活用について」参照

なお、県が災害時の宿泊施設の提供について2団体（徳島県旅館業生活衛生同業組合、社団法人日本観光旅館連盟徳島県支部）との間で協定を締結しています。

<参考>福祉避難所として利用可能な宿泊施設等の情報把握と利用促進

- ・地震発生後速やかに、福祉避難所や二次避難先としての利用が可能なホテル・旅館等の宿泊施設の利用の可否を把握する仕組みを構築すべきである。
- ・また、その仕組みが適切に運用されるためには、発災時の要配慮者への対応の必要性について、実際に設置された福祉避難所の事例などを用いた関係者への平常時からの周知が重要となる。
- ・避難者の体調維持を図る面でも、宿泊施設の利用は有効であり、短期利用に加え、避難所や地域コミュニティ単位での斡旋等の利用しやすい環境づくりを強化すべきである。

「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）」
（中央防災会議防災対策実行会議熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ平成28年12月）より

4 支援人材の確保

一般避難所の運営は住民主体に実施していただくことを基本としていますが、福祉避難所では、当事者による避難所運営への期待が難しく、また、地域の自主防災組織等の支援についてもあまり期待できない状況にあり、支援人材の確保は重要となります。さらに福祉避難所に避難する避難者は、災害による生活環境の変化によって、健康被害を受けやすく、避難中（後）に状態が悪化して支援が必要になることも考えられます。そのため、避難者の状態を継続的に観察する専門職の視点が欠かせず、その支援人材の確保が重要となります。

(1) 要請先リストの作成

危機管理部は災害発生時、迅速に人材の要請を行えるよう要請先リストを整備します。また関係団体・事業所と協定を締結し、災害時の人的支援を得られるようにしておきます。

分類	種類
①高齢者、身体障がい者	看護師、保健師、介護福祉士、介護支援専門員、
	社会福祉士、理学療法士、作業療法士、栄養士
	ホームヘルパー
②視覚障がい者	ガイドヘルパー、点訳
③聴覚障がい者	手話通訳
④内部障がい者	看護師
⑤精神、知的障がい者	精神保健福祉士、保健師
⑥妊産婦	助産師
⑦乳幼児	保育士
⑧外国人	通訳ボランティア
⑨メンタルヘルス	精神保健福祉士、心理カウンセラー

(2) 専門的人材の確保のため関係機関等との連携

危機管理部及び保健福祉部は専門的人材を確保するため、自治体間の相互応援協定の他、社会福祉協議会、高齢者お世話センターや社会福祉施設の職員、OB、高齢者・障がい者の支援団体等と平常時から連携を確保しておきます。

医師や看護師等の医療関係者や社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職種については県と連携し、対応を図ります。

- ・福祉避難所における要配慮者に必要な物資・器材や専門職員の確保、要配慮者の移送手段の確保についても関係団体・事業者（指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、高齢者お世話センター等）との間で協議をしておきます。

なお、県は県内の社会福祉法人6団体と災害時相互応援協定を締結しています。

※県が締結した協定団体及び協定の内容

○協定団体

徳島県老人福祉施設協議会
徳島県老人保健施設協議会
日本認知症グループホーム協会徳島県支部
徳島県知的障害者福祉協会
徳島県身体障害者療護施設協議会
徳島県児童養護施設協議会

○協定の内容

生活物資等の提供及び応援職員の派遣
被災施設の入所（児）者の受入又は受入施設への応援職員の派遣
福祉避難所の事前指定への協力又は福祉避難所への応援職員の派遣
応援活動の指揮及び連絡調整には県の介護福祉コーディネーターがあたる

（3）ボランティアの確保

定住促進課は、阿南市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの登録について推進します。専門的技能を有するボランティアの確保についても県、他自治体及び関係団体と協議しておきます。

（4）福祉避難所の委託等

福祉避難所の指定先が学校や公民館など平常時は福祉施設でない場合は、県の老人福祉施設協議会等と協定を締結し、災害時には福祉避難所の設置・運営に関して委託できるようにしておきます。

5 福祉避難所の施設整備及び物資・器材の確保

（1）施設整備

市は施設管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能するための必要な施設整備を行います。

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導施設の設置、障がい者用トイレの設置等、施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保
- ・冷暖房設備の整備

- ・情報関連機器（パソコン、テレビ、電話、FAX、ラジオ、電光掲示板等）の整備

- ・その他必要な施設整備

また、以下の点にも留意する必要があります。

※在宅酸素患者が酸素療法を受けるには電源の確保が必要となります。

（市内の避難所及び医療機関に酸素療法を受けることができる在宅酸素療法等HOTステーションが数カ所できる予定です。）

※介護、処置、器具の洗浄等で清潔な水を確保する必要があります。

※要配慮者の不安を取り除くとともにニーズを把握するため、情報伝達手段の確保が必要となります。ラジオとテレビ以外に筆談用の筆記用具、文字放送対応テレビの確保にも努めます。

（2）物資・器材の確保

市は、施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な物資・器材の備蓄に努めます。災害発生当初の段階ですぐに物資・器材を調達することは困難であると想定されることから、一定程度備蓄に努め、あわせて災害時、速やかに調達できるよう調達先との協定締結など事前対策を講じておきます。

また、災害時に必要な物資・器材を速やかに確保できるよう、物資・器材の台帳を整備しておきます。

物資・器材の例

区分	要配慮者用品						
飲用水・食料	飲料水、おかゆ、粉ミルク、離乳食、栄養補助食品、アレルギー・疾病						
	対応食品						
生活必需品	ほ乳ビン、紙おむつ（大人・乳幼児用）、生理用品、マット、毛布、						
	タオル、下着、衣類、電池						
資器材	携帯トイレ（洋式便座）、ベッド、担架、パーティション、車椅子、						
	歩行器、杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具						
	カセットコンロ、電気ポット						
	気管孔エプロン、その他日常生活用具						

ア 備蓄計画

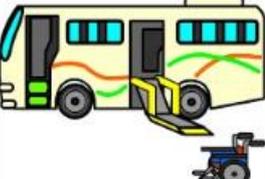
危機管理部及び保健福祉部は連携し、各施設管理者と協力し、計画的に要配慮者向けの物資・器材の備蓄に努めます。

イ 協定団体からの調達

保健福祉部は協定を締結している一般社団法人福祉用具供給協会と連携し災害時に要配慮者向けの資器材の確保を迅速に行えるようにしておきます。

6 移動手段の確保

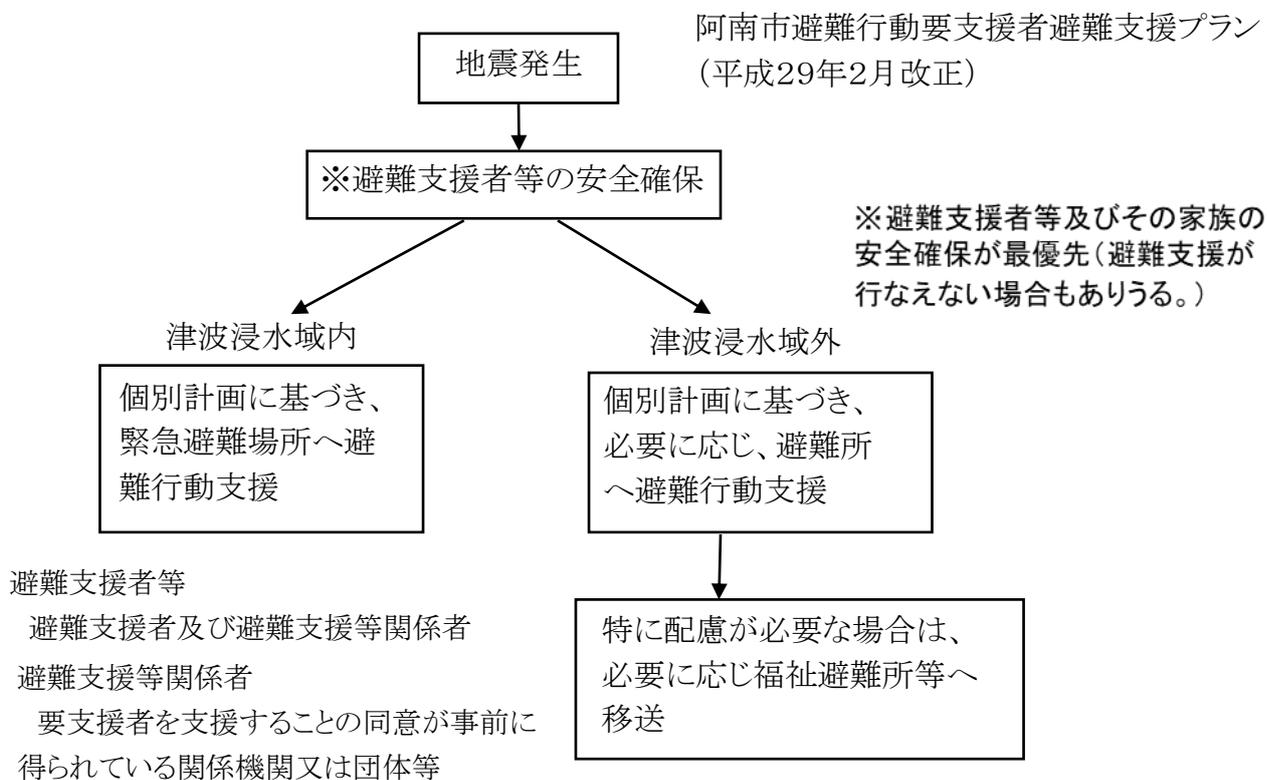
危機管理部は、地域における福祉避難室から福祉避難所への移送、あるいは福祉避難所から緊急に入所施設等へ移送することに関し、移送者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、福祉車両、救急車両、一般車両等の調達先リストを整備しておきます。

区分	イメージ	特徴
シートへの乗降を楽にする。 (介助があれば車椅子を降りて移動できる方)		座ったまま乗降ができるように助手席又は後部座席が回転、スライド、昇降する。手動又は自動で操作できる。
車椅子又はストレッチャーのまま乗り降りする (車椅子から降りることができない方)		車椅子に乗ったまま乗降ができる車両で車椅子を車内に固定する。乗降の方法についてリフト型とスロープ型の2つのタイプがある。 寝台仕様の車両はストレッチャーに乗せたまま乗降ができるが、通常、車椅子仕様と兼用になっている。
送迎仕様車 (多人数の送迎に使用)		介護施設と事業所の送迎などに便利。 乗り込むための補助ハンドルや電動ステップや車内で身体を支えるための手すり、グリップなどが装着されている。
リフトつきバス (通学バスなど大勢の移動)		車椅子に乗ったまま乗降ができるリフト付きのバス、通学や団体旅行で使用される。

(1) 一般避難所（福祉避難室）への避難

大規模災害発生時に要支援者が一般避難所へ避難する場合は、原則として本人及び家族による自助と地域の共助、すなわち自主防災組織、消防団、市の職員、支援団体等地域の支援により、避難していただくこととなります。

※南海トラフ巨大地震の津波災害など、避難の時間的余裕がない災害時の避難支援



(2) 福祉避難所・入所施設等への移送

福祉避難室で対応困難になった要配慮者を福祉避難所や緊急に入所施設へ移送する場合は、事前に福祉避難所に指定した施設の管理者と協議し、移送手段の確保策を検討しておきます。

(3) バス、タクシー会社（協会）等との協定

南海トラフ地震は広域災害となる可能性が大きく、避難先も広域となることが予想されるため、市はバス、タクシー会社等と協定を締結しておきます。

7 まとめ

福祉避難室及び福祉避難所についてまとめると、下記のとおりとなります。

福祉避難室	概要	避難生活において配慮を要するが、個別の空間を設け、家族による介助等により避難生活が可能な方のため、小学校の教室又は大部屋の一面に福祉避難室を設置します。			
	対象者	・高齢者、身体障がい者			
		・精神障がい者、知的障がい者、発達障がい者			
		・乳幼児、妊産婦			
	・病弱者				
		※いずれも障がいあるいは病状の程度が軽度で専門設備、専門家のケア等を必要としない方			
開設例	対象者の心身の状況に応じた生活環境を提供				
	・乳幼児のための授乳、静養スペース				
	・精神障がい者等のための個別スペース				
	・肢体不自由者のための簡易ベッド、簡易トイレ等の設置スペース				
福祉避難所	概要	福祉避難室では避難生活が困難であるが、専門施設への入所には至らない方のため、社会福祉施設等に福祉避難所を設置する。			
	対象者	・高齢者、身体障がい者			
		・精神障がい者、知的障がい者、発達障がい者			
		・乳幼児、妊産婦			
	・病弱者				
	※家族等の介助に加え、施設スタッフの補助等により避難生活が可能な方				
	人員基準	おおむね10人の要配慮者に1人の生活相談員等を配置する。 ※原則、看護師、介護福祉士等の専門的な知識、資格を有する者			
	設備等	対象者の心身の状況に応じた生活環境を提供			
簡易ベッド、ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、パーティション等の間仕切り、投光器等					
面積基準	1人当たり2～4㎡程度を確保				
費用	主に災害救助法による。				
家族等	要配慮者を介助する家族等も一緒に入所可能				

8 緊急入所等への対応

避難所や在宅での生活の継続が困難な要配慮者のうち、心身状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な方については、緊急入所、緊急ショートステイ等で対応します。

緊急入所施設

対象者	特別養護老人ホーム、障がい者支援施設等への緊急入所又は 短期入所等による対応を必要とする身体状況の要配慮者等
根拠法令	①介護保険法（平成9年12月17日法律第123号） ②障害者総合支援法（平成17年11月7日法律第123号）
人員基準	法律の基準に基づき配置
面積基準	法律の基準に基づき確保
費用の負担	通常の介護報酬請求又は介護給付費請求による。
家族等	要配慮者の家族は入所できない。
設備	対象者の身体状況に応じた生活環境を提供 簡易ベッド（段ボールベッド）、ポータブルトイレ 間仕切りセット、投光器など
その他	人員基準及び設備基準について、災害時における国の通知による緩和措置等がある場合がある。

(1) 危機管理部は保健福祉部と連携し、緊急入所等が可能な施設を把握し、社会福祉施設との事前協議及び要配慮者の緊急入所等について災害協定を締結しておきます。

※資料6「災害発生時等における緊急入所に関する協定（案）」参照

(2) 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合には、医療機関に移送する必要があることから、平常時から医師会、医療機関等との間で対応を協議しておきます。

9 福祉避難所の市民への事前周知

市はホームページへの掲載の他、広報紙などを活用し、福祉避難所に関する情報を市民に周知します。

(1) 実施上の留意点

- ・災害対応機関、自主防災組織、介護支援専門員、医療・保健・福祉サービスの提供機関、事業者等に周知します。
- ・要配慮者とその家族については、広報活動の他、民生委員や保健師の活動、支援団体を通じて周知を図ります。
- ・福祉避難所は、より専門的な介護（看護）の必要性の高い避難者のために確保す

るのであり、一般避難所で生活可能な要配慮者は、対象としない旨についてあらかじめ周知しておきます。

- ・災害規模等に応じ、応援職員の到着が間に合わないなど、福祉避難所の開設が、災害発生日に間に合わないケースがあることも併せて周知します。

(2) 事前指定されている施設

- ・福祉避難所として事前指定している施設は市のホームページに掲載しています。市の福祉避難所指定状況は資料7「福祉避難所の指定状況」のとおりです。また、「徳島県総合地図提供システム」では、地図上で福祉避難所の位置を確認することができます。

(総合地図提供システム：<https://maps.pref.tokushima.lg.jp>)



<参考> 指定避難所・福祉避難所の周知と理解促進について

熊本地震では、一般の避難所と福祉避難所の違いが十分に周知されていなかったため、福祉避難所の利用の対象者としては想定されていなかった一般の避難者が、福祉避難所に直接避難する事例が多く見受けられた。

(中略)

福祉避難所の中には、普段も通所されている利用者が避難してこられていたため、事前に健康状態等の把握ができ、対応に苦慮しなかったところもあった。しかし、その福祉避難所でも、仮に地域の不特定の要配慮者が避難してきていた場合には、スムーズな対応は難しかっただろうといった意見であった。

「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」

(内閣府平成29年4月)より

10 市における運営体制の整備

(1) 福祉避難所運営に関する協議会の設置

災害時は災害対策本部が福祉避難所の開設・運営に関する業務を統括しますが、平常時から福祉避難所に関する取り組みを進めるため、必要に応じて協議会を設置します。

協議会の設置・運営は危機管理部が行うものとし、メンバーは保健福祉部、保健センターなどの他、社会福祉施設、医師会、保健所、社会福祉協議会、民生・児童委員などが考えられ、協議内容により構成メンバーを選定して行います。

(2) 福祉避難所担当職員の指定

保健福祉部は、災害時、福祉避難所の速やかな開設及び運営を行うため、あらかじめ福祉避難所担当職員を指名しておきます。福祉避難所を開設している間、継続して派遣する必要があるため、交代要員の確保についても検討しておきます。

(3) 各福祉避難所等の運営体制の事前整備

福祉避難所は設備、体制の整った社会福祉施設を想定しているため、当該施設の体制を基本に運営していくことになります。福祉避難所としての体制の充実を図るため、平常時から各福祉避難所において、福祉避難所担当職員、施設管理者（施設職員）、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等が運営協議会を設立し、必要とする専門的人材やボランティア、施設・設備面の必要性等について協議し、対応策を検討しておきます。

一般避難所の福祉避難室は、小中学校や公民館の中に介護や医療相談等を受けることができる空間を確保したものを想定しています。家族による介護の他、避難所運営組織に要配慮者の支援にあたる班を設置し、要配慮者の支援にあたることとしています。

市は、災害時、有資格者や専門職（看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、理学療法士、ヘルパー、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、地域福祉推進委員、民生・児童委員など）が避難所運営に積極的に参画していただくよう、広報活動、訓練、講習会等の場を活用し、協力を依頼しておきます。

11 福祉避難所等の普及啓発

要配慮者の避難誘導、避難生活に際しては、要配慮者に対する一般の住民の理解と協力が不可欠であることから、福祉避難所関係者と一般住民が、講習、訓練実施時に、ともに参加、交流できるようにすることが重要です。

(1) 知識の普及啓発

市は災害時において円滑に福祉避難室及び福祉避難所が設置・運営できるよう、平常時から要配慮者本人や家族・支援者、福祉・保健・医療関係者に市の災害時の要配慮者対策及びこの福祉避難所運営マニュアルについて普及・啓発します。広報紙、ホームページへの掲載、生涯学習の場の活用等あらゆる機会を通じて普及・啓発します。

また、地域ぐるみの支援体制を構築するため自治会、自主防災組織、消防団などに加え、支援団体である社会福祉協議会、高齢者お世話センター、民生・児童委員などへも研修・講習の場を設け周知徹底します。

(2) 訓練の実施

市は、総合防災訓練による他、各福祉避難所あるいは自主防災会単位での訓練を企画し、災害時を想定したHUG（避難所運営ゲーム）、DIG（災害図上訓練）及び避難所開設から運営にいたる具体的な手順を確認できる実践型の訓練を行います。

訓練には幅広い関係者が参加し、要配慮者支援のあり方（様々な要配慮者の特性とそれに応じた接し方など）の体験・研修あるいはマニュアルの作成、検証・改善に役立てます。訓練は目的を明確にして定期的に行います。



トイレの活用訓練



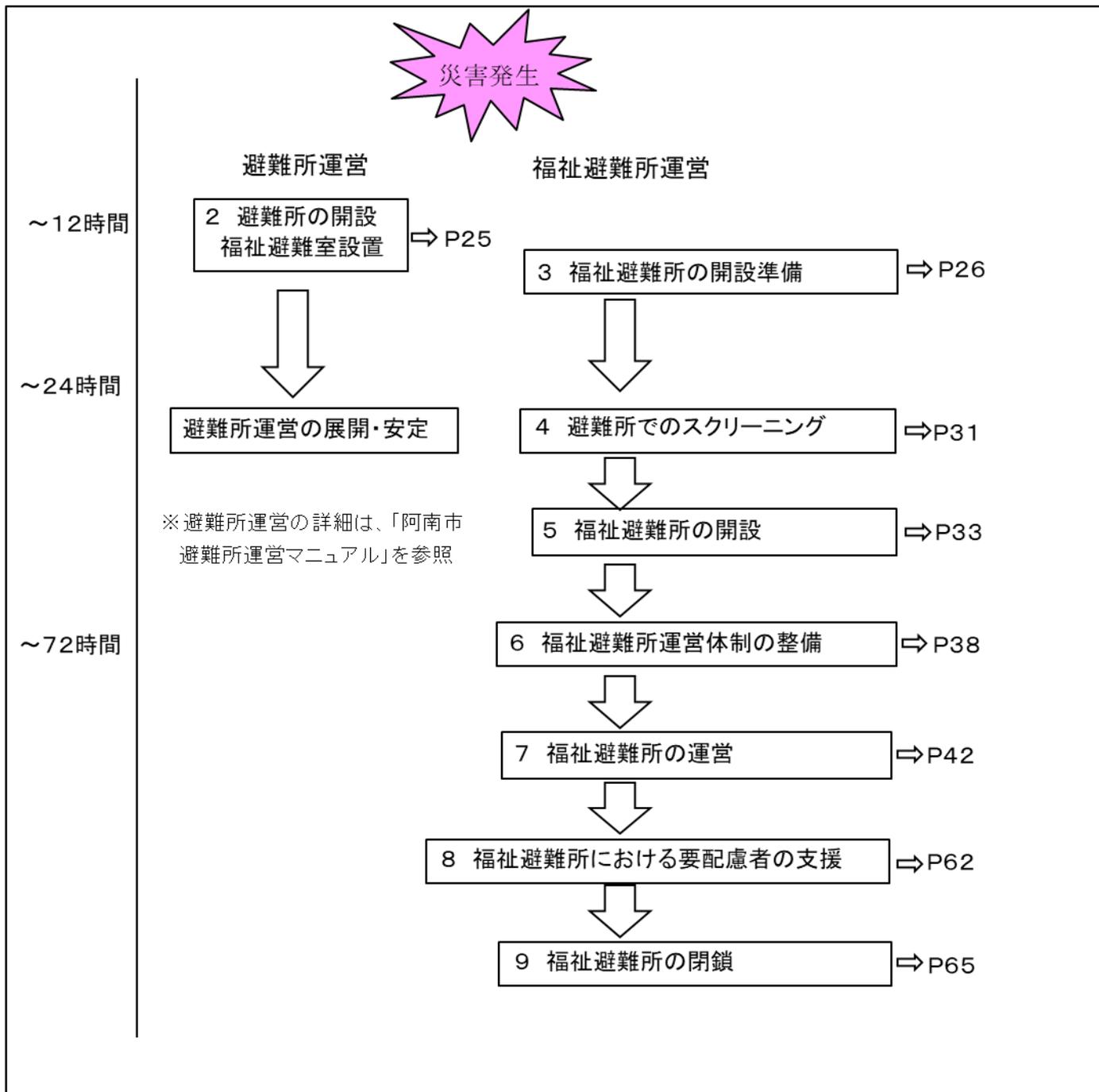
設営訓練

第4章 災害時における福祉避難所等の開設・運営

1 福祉避難所開設・運営の流れ

原則として、福祉避難所は、災害発生後すぐに開設するわけではありません。

開設から閉鎖までの流れは、災害の規模によって異なりますが、おおむね下図のようになります。



2 避難所の開設及び福祉避難室の設置

(1) 避難開始

自力での避難が困難な方は、地元住民による共助を基本とした、避難行動要支援者名簿に基づく個別計画により避難行動の支援が行われます。

(2) 緊急避難場所への避難

津波浸水区域に所在する方は、緊急避難場所に一時的に避難します。(大)津波警報が解除になるまで緊急避難場所で待機します。

(3) 避難所開設時に福祉避難室を設置

ア 避難所の開設

避難所開設の要否は、原則として市長が判断し、避難所の開設は市の避難所担当職員が、施設管理者の協力を得て行います。しかし、休日や夜間に突発的に災害が発生した場合には、避難所担当職員や施設管理者が、避難所への到着に時間を要し、計画どおりに避難所が開設できないことも予想されます。このため、発災後、避難所付近の住民(自主防災組織等の代表者)が避難所となる施設に参集後、状況により住民自らが応急的に避難所を開設します。

避難所開設に際し 避難所に参集したメンバーで応急的な避難所準備組織(リーダーと避難所開設要員)を立ち上げ、そのリーダーのもと、避難者が協力して施設の安全点検、避難所内の区域設定を行った後、設営し、避難所を開設します。

イ 福祉避難室の設置

この開設作業を行う際、福祉避難室を設置します。また、避難所開設要員として要配慮者支援担当を指名します。要配慮者支援担当は、要配慮者を掌握し、福祉避難室を設置後、対象者を案内し、状態を見守ります。

福祉避難室設置時、要配慮者支援担当は、要配慮者の人数、家族の状況、配慮の内容、具体的ニーズと対応について掌握し、要配慮者名簿(阿南市避難所運営マニュアル:様式18)を作成して把握します。要配慮の内容、具体的なニーズについては本人、家族、民生・児童委員等による申告を基本とし、市から提供される避難行動要支援者名簿(開示同意を受けてない者も含む)も活用します。

要配慮者への支援は、家族・地域住民の他、避難者の中にいる有資格者や専門的な人材(介護福祉士、看護師、保健師、ホームヘルパー、介護支援専門員等)の協力を得て行います。

※福祉避難室の規模、場所等については避難行動要支援者名簿等から避難所に避難して行く要配慮者の最大人数を予測して事前に検討しておきます。

なお、災害時には市から開示不同意者を含むすべての避難行動要支援者名簿が提供されます。

(4) 応急的な福祉避難所の開設

福祉避難所の設置は、原則、市の依頼によりますが、施設が必要と認めた場合には、受け入れを行うことができます。施設の判断で避難者を受け入れ、福祉避難所を開設した場合、速やかにその旨、災害対策本部に報告します。

3 福祉避難所開設の準備

福祉避難所は、避難所内の要配慮者の状態により開設の必要性を判断し、要配慮者支援班が中心となり、開設の準備を進めます。

(1) 要配慮者支援班（仮称）の設置

災害対策本部設置にあわせて同本部内に保健福祉部を主体に「要配慮者支援班（仮称）」を設置します。要配慮者支援班は福祉避難所全体の開設・運営をマネジメントし、福祉避難所の責任者等との連絡調整にもあたります。

ア 設置基準

災害対策本部で第三配備態勢が発令されたとき

- ・市域で震度6弱以上を観測あるいは地震で重大な被害が発生した場合
- ・津波で重大な被害が発生した場合
- ・火災が拡大し、重大な被害が発生した場合

イ 主な業務内容

①情報収集

- ・各福祉避難所の被害状況・避難者等の受け入れ状況の確認
- ・避難所における福祉避難室の設置状況及び要配慮者数・状態等の把握

②福祉避難所の開設準備

- ・福祉避難所への入所候補者の把握及び優先順位の付与
- ・福祉避難所対象施設の場所、人員、被害状況等を考慮のうえ、開設する福祉避難所の候補施設の選定
- ・開設する福祉避難所の選定（対象施設の了承を得る。）

③移送

- ・必要とする移送所要の把握

- ・移送手段の確保
- ・避難所からの福祉避難所への移送の調整

④人員の派遣

- ・福祉避難所担当職員を開設する福祉避難所へ派遣
- ・支援職員の派遣調整（専門的な人材、ボランティアを要配慮者の特性に応じて派遣）

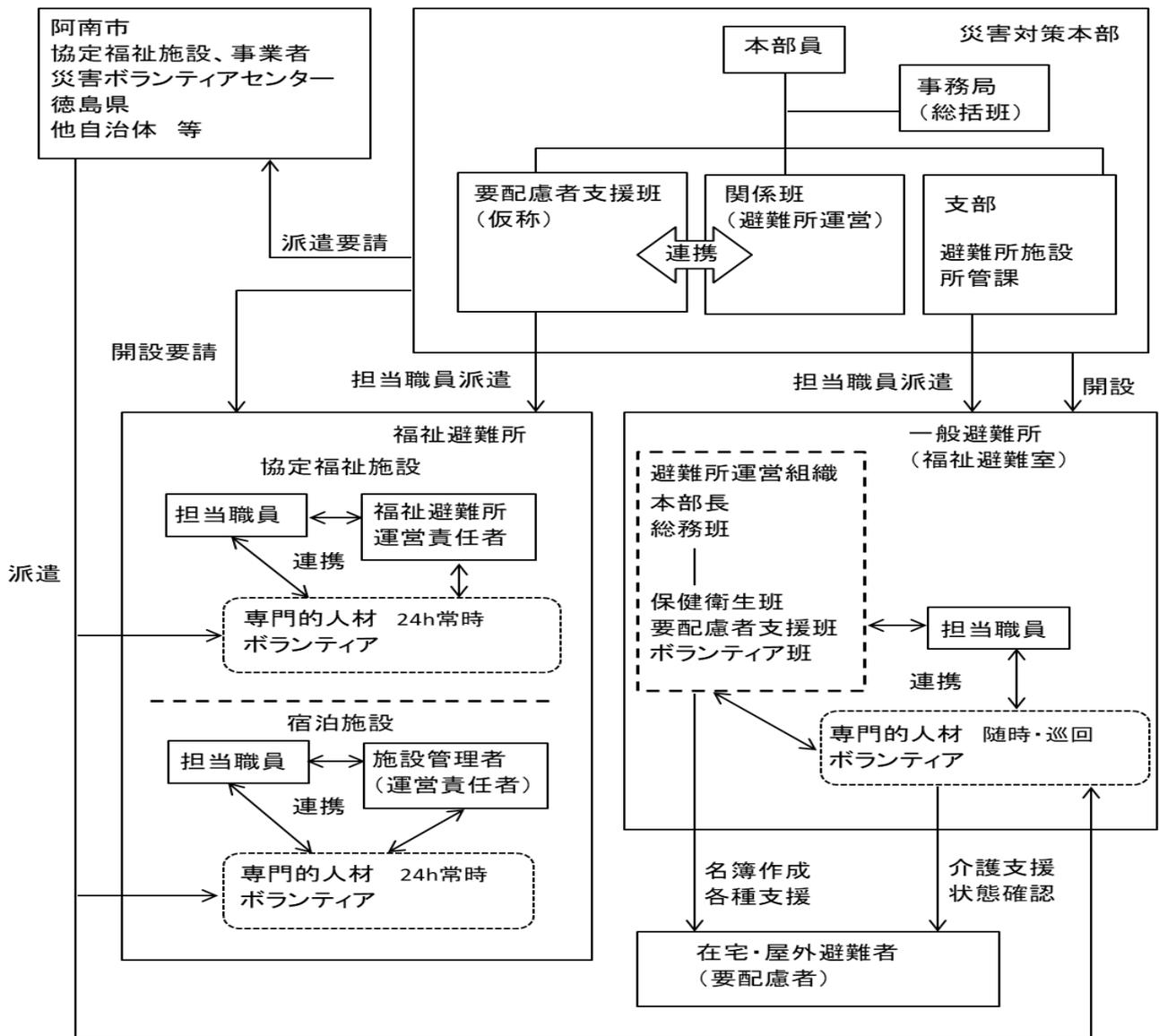
⑤福祉用具、物資の供給

- ・要配慮者の特性に応じた用具、物資の供給

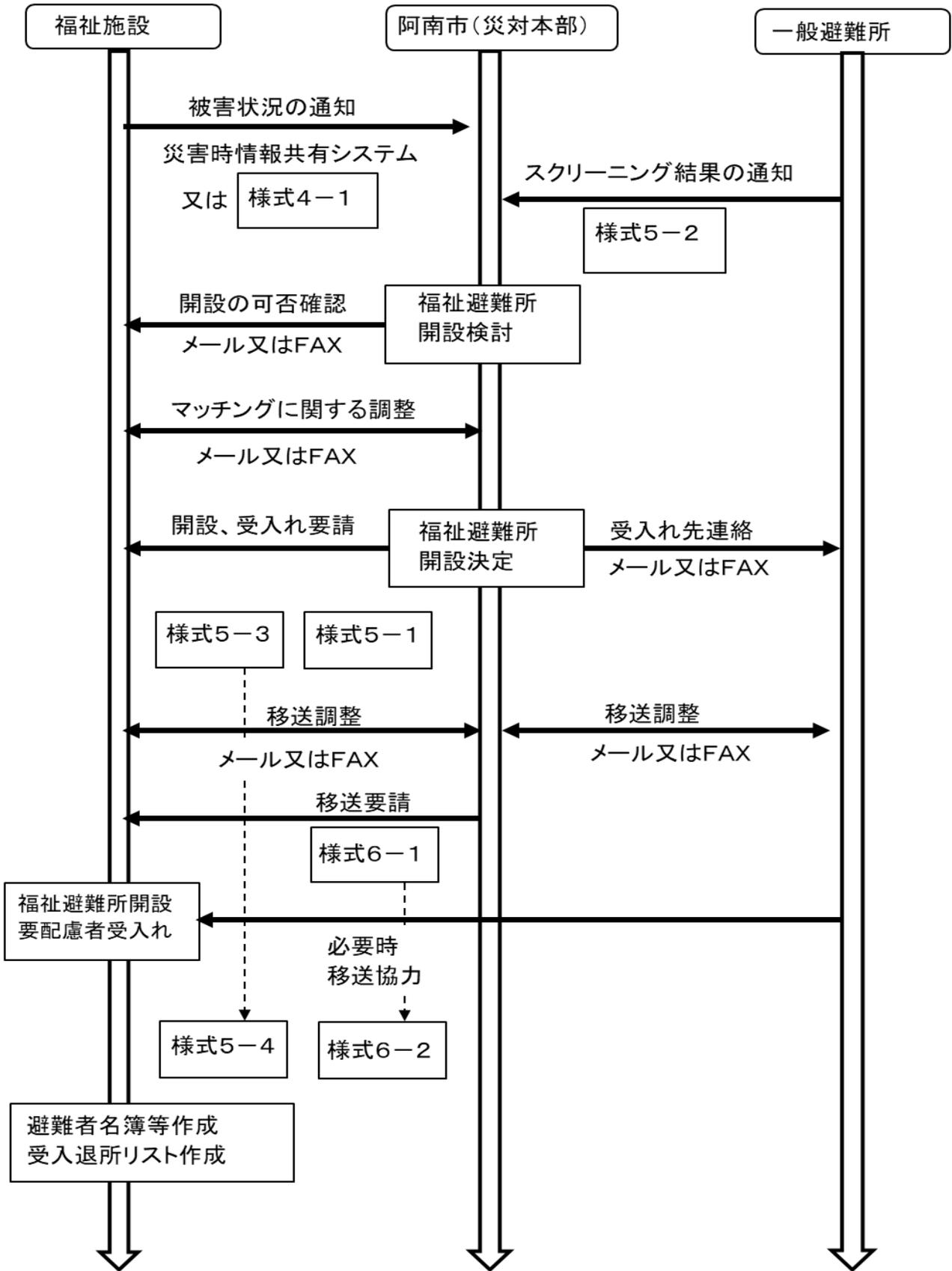
⑥県（国）への要請

- ・県の介護福祉コーディネーターを通じて福祉避難所に係る人材、物資等の要請

福祉避難所等運営組織体制



福祉避難所の開設に関するフロー



(2) 福祉避難所の状況確認

市は、福祉避難所となる各施設の状況を集約します。

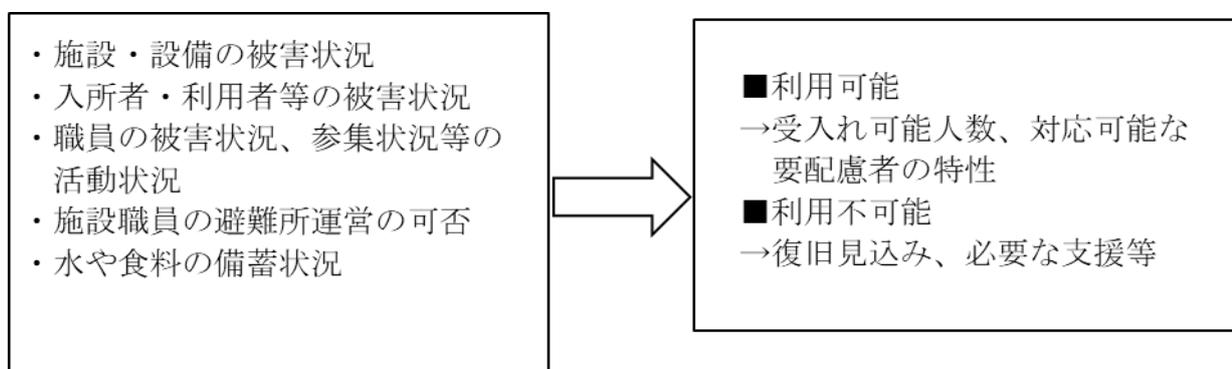
ア 市における確認事項

市は、発災後に福祉避難所に指定されている施設の責任者等と連絡をとり、施設の状況を確認し、受け入れ可能であれば、福祉避難所の開設準備を依頼します。

イ 施設における確認事項

- ・施設の責任者は、施設が福祉避難所として利用可能か確認します。
- ・入所施設の場合は、入所者・利用者等への対応を優先し、福祉避難所として開設が可能であれば、受け入れの準備を行います。

【確認事項】

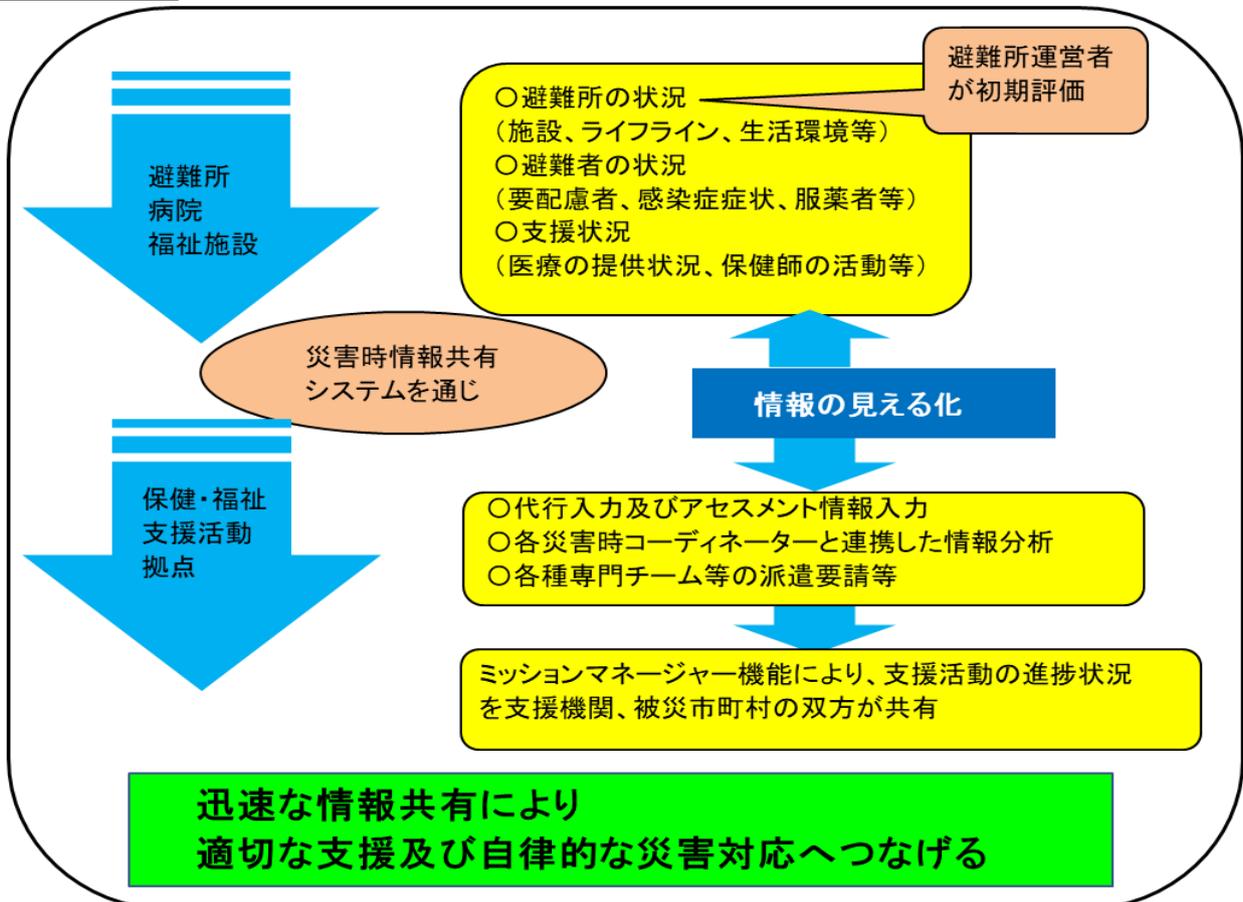


- ・災害発生時には、施設管理者は、直ちに施設の被災状況を災害時情報共有システムに入力します。システムが使用できない場合は、被災状況報告書（様式4-1）を市に提出します。
- ・市は、施設の被災状況や職員の参集状況・人員体制、収容スペース、給水を含む物資の状況等を踏まえたうえ、福祉避難所の開設の可否及び受け入れ可能人数等について情報をとりまとめます。
- ・なお、近隣の住民等が避難し、要配慮者のためのスペースが確保できない施設には、福祉避難所としての開設要請は行いません。

「災害時情報共有システム」とは

県・市町村・ライフライン事業者の間で、災害情報の共有を円滑に行うため、すだちくんID（後述）を使用し、各担当職員が有する携帯電話等を入力端末とした発生源入力システムとして構築。入力及び閲覧は、インターネット経由で、携帯電話やスマホ、タブレット又はパソコンから行うことができ、同一基盤上で情報を閲覧することにより、各組織間、組織内各階層における迅速な情報共有を実現するとともに、自律的な災害対応につなげるために活用する。

イメージ図



災害時には迅速な情報共有が重要

- インターネット環境があれば、パソコン、携帯電話やスマホから入力できます。
- 災害時情報共有システムを活用することにより、関係機関等における情報共有が可能となるので紙ベースでの報告は不要です。

まずは、すだちくんメールに登録しましょう。(<http://s.ourtokushima.jp>)



平常時準備しておくこと

- ① 入力担当者を複数決めておく。
- ② 代理入力の仕組みを用意しておく。(どんな時に誰が)
- ③ 入力項目を共有し、入力訓練を実施する。
- ④ 停電時の対応を検討しておく。
- ⑤ システムが使用できない場合に備え、必要な報告様式を確認。

4 避難所でのスクリーニング

市は、避難所での避難者からの相談や保健師等による指定避難所等の巡回などを通じて、要配慮者の把握（スクリーニング）に努めます。また、スクリーニングにあたっては、保健師等が実施します。

(1) 対象者の定期的調査

福祉避難所の対象者は固定的ではないので、対象者をあらかじめ把握しているときでも、発災直後の混乱期から一定期間経過した後には、避難所に対象者が避難していないか調査します。

(2) 本人の希望確認

高齢者や障がい者は生活環境の変化に不安を覚えやすいため、避難所から福祉避難所への避難にあたっては、本人の意思や希望を確認します。その際、本人や家族関係者へ適切に情報提供することで意思決定を支援します。

(3) マッチング

受入れ先の福祉避難所の選定においては、要配慮者が日頃から利用している施設がある場合は、その施設をマッチングするよう努めます。なお、できる限り高齢者は高齢者施設へ、障がい者は障がい者施設へ避難できるようにします。

(4) 対象外の要配慮者

福祉避難所に入所するに至らない要配慮者は、避難所の福祉避難室で受け入れ、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については緊急入所、医療を要する要配慮者は医療機関への搬送を行います。

(5) 健康等調査の活用

保健師が行う健康等調査は、「健康相談個人票」（徳島県災害時保健衛生活動マニュアル様式3-1）を使用し、その結果、福祉避難所への入所が必要と考えられる方には、福祉の専門職とともに「災害時アセスメントシート」（様式5-2）を使用してスクリーニングを実施し、その結果を災害対策本部（要配慮者支援班（仮称））に送付します。

(6) スクリーニングの判断基準

災害発生後しばらくの間は移送手段が限られ、限定的な福祉避難所確保数の中で、適切な避難所へ誘導するためには専門性をもった人材が対応する必要があります。

しかしながら、特に災害発生直後はそのような人的資源を得ることは難しい場合が想定されます。従って、特別な知識がなくてもスクリーニングすることができる判断基準を決めておきます。



避難所でのスクリーニングの訓練

○スクリーニングの基準

スクリーニングは原則として下表を基準として実施します。

	区分	判断基準		避難・搬送先
		概要		
1	治療が必要	・治療が必要		医療機関
		・発熱、下痢、嘔吐		
2	日常生活に常時、全面的に介助、見守りが必要	・食事、排泄、移動が一人でできない		緊急入所
3	日常生活に常時ではないが、一部介助や見守りが必要	・食事、排泄、移動の一部に介助が必要		福祉避難所
		・産前・産後、授乳中		福祉避難所又は
		・乳幼児とその親		宿泊施設
4	自立	・歩行可能、健康、介助がいない		避難所

(内閣府「福祉避難所の運営確保・ガイドライン」より作成)

※「スクリーニング」とは、選択、選定、ふるい分けなどを意味する言葉です。

災害時に使用される場合は、多数の被災者を選別して仕分けすることを意味します。

大規模災害時など、対象者が多くいる場合には、資料7の「《簡易版》インタビュー・アセスメントシート」の活用を検討します。

5 福祉避難所の開設

(1) 開設要請と受入れ要請

市は、福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、施設の被災状況の報告を確認したうえで、対象施設に対し、福祉避難所の開設と要配慮者の受け入れを要請します。避難所開設当初は、避難所の避難所運営本部が要配慮者の状態を確認し、福祉避難所開設の必要性を判断し、災害対策本部に要請します。

ア 開設要請

避難所において要配慮者の生活環境が確保できないなど、福祉避難所の開設が必要と認めた場合、市は対象施設に福祉避難所の開設を要請します。

福祉避難所指定施設に避難している人が多くいる場合、原則、市職員が対象者以外の避難者に対して、福祉避難所の主旨を説明します。移動が可能となった時点で、避難所への移動を促し、スペース確保ができた時点で福祉避難所の開設を要請します。

市のみでは人・設備等の問題で対応できない場合は、県災害対策本部へ協力を要請します。

福祉避難所を開設した場合は、福祉避難所名、避難者数等を県の災害対策本部に連絡します。

イ マッチング

市は、対象施設の被害状況の確認結果を踏まえ、施設ごとの収容可能人数や受入れ体制等を勘案したうえで、受け入れ可能な施設とマッチングを行います。

対象施設側の了解を得たうえで、「開設要請（承諾）書」（様式5-1）及び「要配慮者受入要請書」（様式5-3号）により、開設及び要配慮者の受け入れを要請します。

市内に受け入れ可能な福祉避難所が無い場合には、県の介護福祉コーディネーターに圏域を越えたマッチングを要請します。

ウ 開設の周知

市は、福祉避難所を開設した場合、市の職員を始め、要配慮者及びその家族、民

生・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会等の関係機関、地域住民に開設済みの福祉避難所の名称と場所を周知します。

周知の方法は、ホームページや防災無線、個別連絡等が考えられますが、事前に検討しておきます。

(2) 福祉避難所への直接避難と受入れ要請

避難行動要支援者の個別支援計画の策定等を通じ、福祉避難所に直接避難することが望ましいと、判断できる場合があります。直接、対象施設へ避難してきた場合は、受け入れの必要性、可否について判断し、受け入れます。このような場合は、入所後に保健師等が直接面談して、状態を把握したうえで承認を受けることになります。

市が承認した場合は、対象施設に対して、「開設要請書（承認）書」（様式5-1）及び「要配慮者受入要請書」（様式5-3）により要請します。

<参考> 福祉避難所開設に関する経験

- ・まず30箇所以上にのぼる協定先の民間社会福祉施設の被災状況、受入れ可能人数を確認した。その後、避難所への保健師巡回、地域包括センター・ケアマネージャー、地域住民などからの情報を得て、福祉避難所へ入る必要のある方を抽出した。

情報が入った方々について、まず介護認定を確認し、認定されていればショートステイ（緊急入所に相当）としたり、必要であれば医療機関へ入院していただくこととした。結果として、福祉避難所への入所対象者は4名のみだった。

その後、福祉避難所を3箇所開設したが、ご本人たちが「まだ指定避難所がいい」と言われたため、実際に福祉避難所に4名の方々を受け入れたのはその翌日であった。

- ・福祉避難所は発災2日目に開設した。一般の避難所での保健師等による巡回で避難者への聞き取りおよび相談対応を行い、必要な避難者を福祉避難所へ振り分けた。本災害では2日目の開設となったが、本来は当初から福祉避難所を開設すべきだったとの教訓に基づき、現在は各福祉団体と協定を結び、福祉避難所として指定している。

- ・事前に協定を結んでいた、民間の介護施設3箇所が福祉避難所として利用された。ただ、あらかじめ定めていた福祉避難所開設の手順は、一般の指定避難所開設→要配慮者のスクリーニング→必要に応じて協定先に連絡し、受入れ可能であれば対象者を輸送する、という流れであったが、今回は、在宅の施設利用者等が普段利用している介護施設に直接行ってしまい、施設からの事後報告で把握して後追いで福祉避難所を開設する形となった。協定先の施設には、福祉避難所であることを示すオレンジ色の看板が設置されているため、施設利用者は「災害時はここに来れば良い」と思ってい

たのかもしれない。食費に関して事後的に施設から相談を受けたことや、自宅に戻る状態でありながらなかなか退所しない避難者がいたことを考えると、事前に定めていた手順で福祉避難所を開設した方がよかったとはおもうが、当時は手が回らないのが実情だった。

「指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書」

(平成30年8月内閣府)より

(3) 人員配置 (人的支援要請)

国のガイドライン等では、福祉避難所の運営にあたっては、概ね10人の対象者に1人の生活に関する相談等にあたる職員(以下「生活相談員等」という。)を配置することとなっており、市はこれを基準に人員配置するよう努めます。

また、要配慮者の適切な支援が行えるよう、生活相談員等は、できるだけ看護師又は介護福祉士等の専門職の資格を有する者であることが望ましいとされていますが、専任である必要はなく、施設の職員が兼務することも可能です。

ア 生活相談員等の業務

生活相談員等は、福祉避難所入所者の日常生活上の支援や相談業務のほか、関係機関との連絡調整業務を行います。

生活相談員等は、医療処置や治療、介護サービスを行うものではありません。

これらを必要とする要配慮者は入院や緊急入所により対応します。

イ 生活相談員等の確保

生活相談員等は施設で確保できることが望ましいですが、施設側が人員不足等により、生活相談員等を確保できない場合は、県の介護福祉コーディネーターに連絡します。

なお、生活相談員等は、要配慮者の心身の状況に応じた特別な配慮を理解し、要配慮者の避難生活の支援や相談業務を行うため、介護福祉士や看護師等の専門職の資格を有する者の確保に努めます。

生活相談員等は、夜間配置(24時間体制)が必要となることから、交代要員を含めた人員体制とします。

ウ 経費

災害救助法が適用され、市が福祉避難所を設置した場合、概ね10人に1人の生活相談員等の配置(生活相談員等を新たに雇用する場合も含む)に加え、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、紙おむつ等の費用については、国庫負担を受けるこ

とができます。「支出明細書」(様式23)を作成し、証拠となる書類(領収書等)についてはきちんと保管しておきます。

【災害救助法による避難所の設置運営経費】※詳細は資料4参照

	一般の避難所	福祉避難所
対象者	災害により現に被害を受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別の配慮を必要とする者
費用の限度額	1人 1日あたり 330円以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための	左に加えて
	・賃金、職員雇用費	①おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等にあたる職員等の配置経費
	・消耗機材費	
	・建物等の使用謝金	②高齢者、障がい者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の経費
	・借上費又は購入費	
	・光熱水費並びに仮設便所等の設置費	③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費
		などを追加できる。

【災害救助法による炊き出しその他による食品の供与】※詳細は資料4参照

	一般基準	備考
対象者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人 1日あたり 1,160円以内	1人平均かつ3食という意味
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上げ費、消耗器材費、雑費	

※一般基準：内閣総理大臣が定める基準

特別基準：一般基準によっては救助の適切な実施が困難な場合に、都道府県知事が内閣
総理大臣に協議し、その同意の上に定める基準

(4) 要配慮者の移送

要配慮者の福祉避難所等への移送については、原則として当該要配慮者の家族又は支援者により行います。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合は、市が調整を行います。

ア 移送手段

市は、対象者の家族、地域住民（ボランティア、自主防災組織）や受入れ先施設の協力を得て福祉避難所へ移送します。要配慮者の移送は、原則として当該要配慮者の家族、又は地域住民の協力により行います。ただし、家族、地域住民による移送が困難な場合、市の要請「移送要請書」（様式6-1）により協力依頼施設の職員によるか又は市の職員が移送します。従って、一般避難所から福祉避難所への移送手段（支援）は以下の優先順位により行います。

- ① 家族・地域による移送
- ② 協力依頼した福祉避難所職員による移送
- ③ 市職員による移送

イ 移送経費の請求

福祉避難所となった施設が、要請を受けて移送を行った場合は、「移送記録簿」（様式6-2）を作成します。なお、災害救助法が適用された場合、移送に要した実費については市に請求することができます。（適用されない場合は、協定書の内容による：阿南市では、移送に要した経費を請求できる）また、福祉避難所等の統廃合（集約化）や解消の際における移送についても同様の扱いとなります。



車椅子利用者の移送訓練

(5) 開設期間

災害救助法に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とされています。

ただし、災害の状況等により災害救助法の適用期間が延長されるなど、開設期間の延長が必要な場合にあつては、市と施設が協議のうえ、適時、期間の延長を行います。

ア 開設期間

阿南市の開設期間は、協定により、原則として避難してから14日以内となっていますが、延長する場合があります。

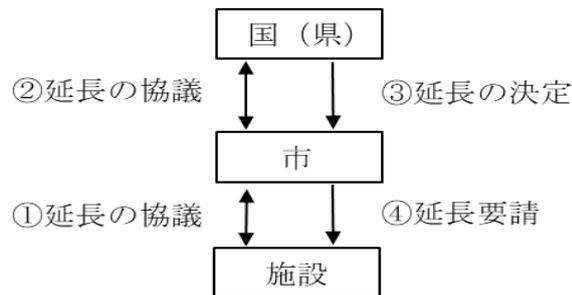
開設期間は、原則として、「開設要請（承諾）書」（様式5-1）により市が要請を行った期間となります。

イ 開設期間の延長

災害救助法では、避難所（福祉避難所を含む）は、災害に際し、応急的に難を避ける施設であることから、開設の期間は災害の発生の日から最大限7日以内と基準が定められています。開設の延長が必要な場合の延長の期間は、必要最小限度の期間とされており、通常の場合は、基準期間の7日以内となります。

ただし、開設期間が予測できるときや一定期間以上の開設が必要であることが明らかでない場合は、国（県）と協議の上、7日を超える期間で開設又は延長の期間を設定できることがあります。

なお、開設の延長にあつては、事前に市と対象施設が協議を行ったうえで決定します。この場合、文書による要請は後日となることもあります。なお、再延長についても同様の取り扱いになります。



6 福祉避難所運営体制の整備

(1) 福祉避難所担当職員の配置等

市は福祉避難所に福祉避難所担当職員を派遣します。その際に必ず交代要員を確保します。職員を派遣できない場合は、福祉避難所の施設責任者等の協力を得て対応を図ります。

(社会福祉施設の場合、運営管理を協定に基づき依頼することになります。)

ア 福祉避難所担当職員の派遣

福祉避難所は、施設管理者等と連携を図りながらその運営にあたるため、市は、福祉避難所担当職員を各福祉避難所に派遣します。人員が不足する場合は、複数箇所を兼務することを検討します。

また、運営にあたる職員とは別に、各福祉避難所を訪問するなどして、状況確認を行う職員も必要となります。

イ 交代要員の配置

福祉避難所担当職員は交代制で運営できるよう配置し、「事務引継書」(様式21)により適切に引き継ぐとともに、市災害対策本部に報告します。

ウ 派遣できない場合の対応

大規模災害発生当初、直ちに派遣する職員を確保できない場合は、施設管理者等の協力を得て対応を図ります。

なお、福祉避難所担当職員を確保できない場合には、福祉避難所を巡回訪問するなどして、状況確認に努めます。

<参考> 益城町役場で避難所運営を行った担当者の声(抜粋)

できれば継続して同じ人間が被災者と向き合っていくべきであり、それは町の職員が一番良いと思っています。それは、避難所にずっと張り付け、ということではなくて、巡回などでも良いと思います。一日一回顔を出すなどして、避難所を統括している人としっかりと信頼関係が出来ている、ということが大切だと思います。そうすることで、相手も要望を言いやすいですし、こちらからも、閉鎖をいつするのか、それから、そこらはどうしたいか、などをヒアリングできると思います。

「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」

(内閣府平成29年4月)より

(2) 福祉避難所の運営体制の整備、活動支援

市は県と連携し、福祉避難所に指定された社会福祉施設と市災害対策本部との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置するとともに、必要な資器材を確保します。

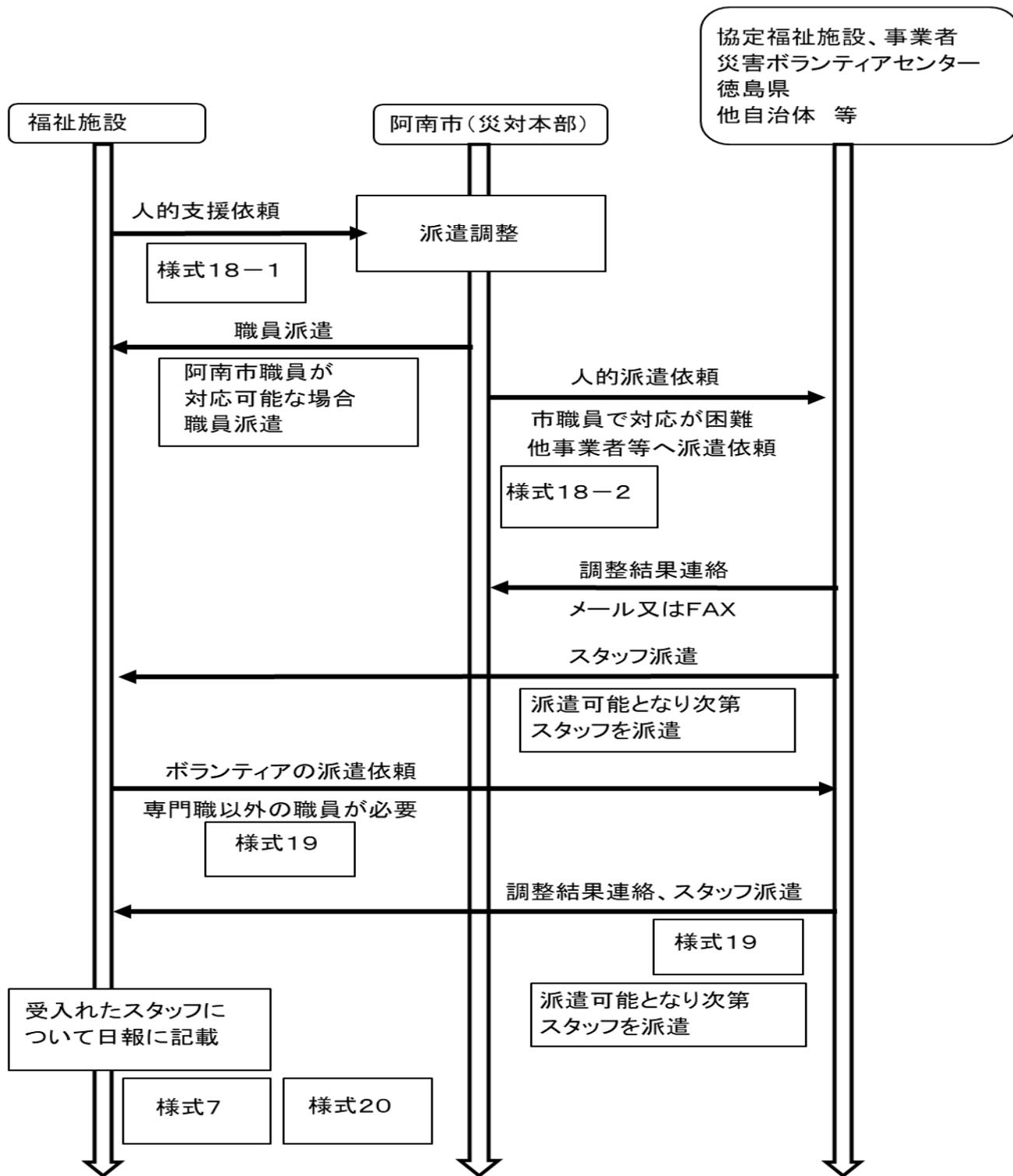
ア 運営体制の整備

社会福祉施設が福祉避難所になった場合は、施設・設備・体制が整っているため

当該施設の体制を基本とします。市は福祉避難所担当職員の配置、避難者の介護等の業務を行う専門的人材（生活相談員等）の確保・配置を行うことにより、その体制の充実を図ります。

生活相談員等は、原則、施設の既存の職員によるものとし、夜間も配置する必要があります。（24時間体制）

人的支援の依頼に関するフロー



イ 人材支援

福祉避難所において人員（介護福祉士、看護師等の有資格者を含む人材）が不足する場合、「人的支援依頼票」（様式18-1）により、人員の派遣について災害対策本部に依頼することができます。市は、速やかに派遣する人材の選定を行います。職員からの選任、「人的派遣依頼票」（様式18-2）により、協定福祉施設、人材派遣事業者へ依頼の他、県の介護福祉コーディネーターへ要請あるいは災害ボランティアセンターからも人材の支援を求めます。

- ・県の介護福祉コーディネーターは、県と社会福祉関係6団体（徳島県老人福祉施設協議会ほか）との間で締結された「災害時における相互応援に関する協定」に基づき派遣に関する人員調整を行います。
- ・福祉避難所において専門職以外の人々の支援が必要な場合はボランティアセンターにボランティアの派遣を（様式19）により依頼することができます。ボランティアの方には施設において「ボランティア活動記録簿」（様式20）に記入していただいてから活動してもらいます。
- ・障がい者については、前記以外の人材支援として障害福祉サービス（居宅介護及び重度訪問介護）を利用することができます。（避難所等の避難先を居宅とみなしてサービスを提供できます。）また、屋外の移動が困難な障がい者に対する移動支援についても避難所を居宅とみなすことができます。
- ・福祉避難所において、前記の人的支援が難しい場合は、施設で賃金職員を雇いあげることができ、そのとき生じた実費は、市に請求することができます。

ウ 支援ニーズの継続的把握

福祉避難所において継続的に要配慮者個々の要望を把握し、適切に対応できるよう人材の確保や福祉用具の確保を行います。市も食料・物資の確保、人材の確保や緊急入所・入院の可否を判断するため、避難者名簿等を活用し、福祉避難所担当職員等を通じて確認した個々の支援ニーズを把握します。

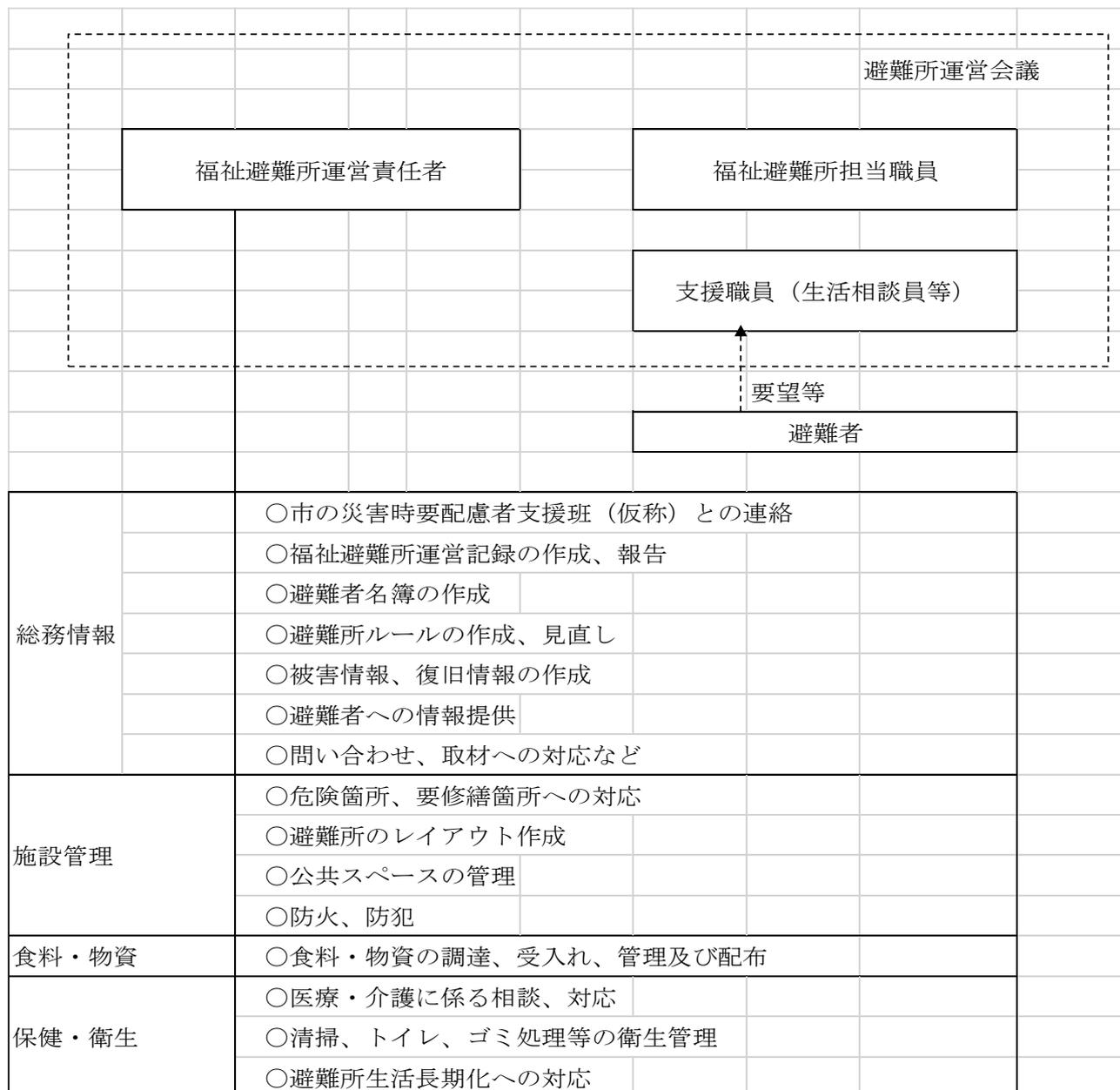
- ・要配慮者の状況やそれに応じた支援ニーズは刻々と変化するため、市は福祉避難所に継続的に確認します。
- ・福祉避難所はニーズに応じてポータブルトイレ、簡易ベッド、手すり等の器材、紙おむつ、ストーマ用具等の消耗物資を確保します。
- ・福祉避難所では対応できない要望（例：手話通訳者等の応援派遣、食料・生活物資・備品の提供）については市に要請します。
- ・市で対応できない資器材等については、速やかに県の介護福祉コーディネーターに要請します。

7 福祉避難所の運営

市から開設要請を受けた施設が、福祉避難所を開設・運営するにあたっては、責任者の下に、総務、施設管理などの役割を持つ担当を設置し、名簿作成や施設管理などの運営に係る様々な業務を行います。

また、福祉避難所運営責任者、福祉避難所担当職員及び支援職員が避難所運営会議を構成します。避難所運営会議は、定期的（1日1回程度）に開催し、情報の共有及び運営上の意思決定を行います。

＜福祉避難所の運営担当例＞



※福祉避難所の運営は、開設が決まった際に、各施設で担当を決め、柔軟に運用することが必要です。また、福祉避難所の運営にかかる費用面については、事前に市と協議し、確認しておきます。

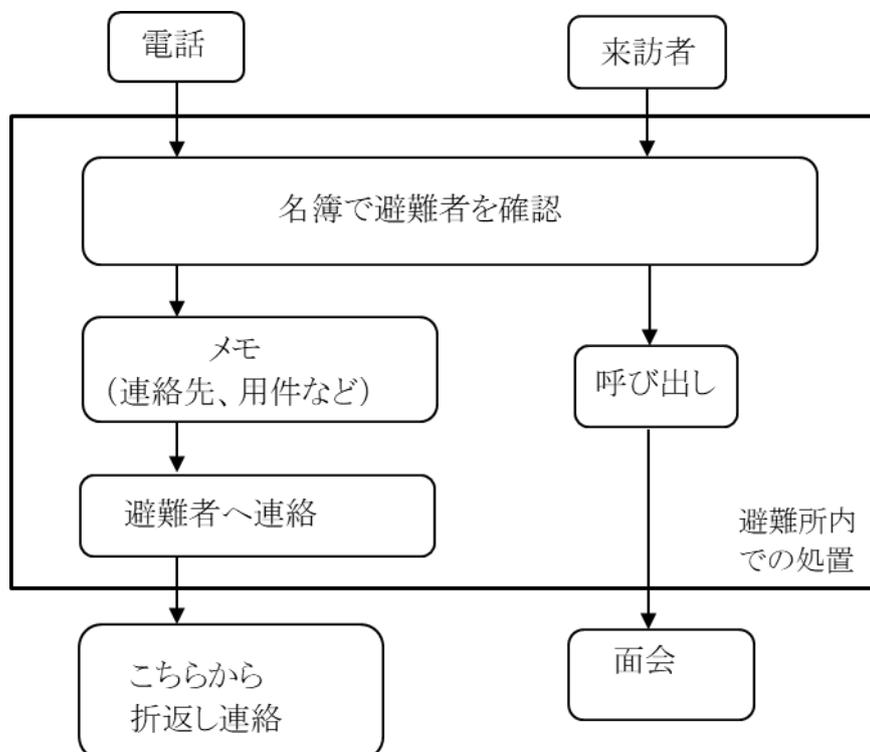
(1) 総務情報担当の業務

ア 避難者名簿の作成、管理

- ・避難者を受け入れた際、「避難者名簿」を（様式1）により作成します。避難者名簿は、世帯単位で世帯ごとに作成します。
- ・名簿作成にあたり、施設管理者等は受け入れを行った要配慮者等についてアセスメントを行います。「災害時アセスメントシート」（様式5-2）
- ・避難者名簿は市災害対策本部に通知します。（名簿は電子ファイルでも管理し、市災害対策本部へメール等で送付します。）
- ・避難者名簿は市でも管理するとともに、県災害対策本部に通知します。
- ・「要配慮者等・緊急入所者受入退所リスト」（様式5-4）を作成し、入退所の状況の掌握を行い、必要に応じて随時名簿の更新を行います。
- ・なお、福祉避難所の入所者が退所する場合は、退所後に生活再建支援に必要な情報を連絡するため、転出先を確認し、記録します。

イ 電話での問い合わせ・来訪者への対応

- ・問い合わせがあった場合、直接避難者へ取り次がず、メモ等で連絡先を避難者に伝えます。来訪者には避難者のプライバシーと安全を守るためにも、部外者がむやみに立ち入ることを規制します。



ウ 取材への対応

(ア) 取材等への方針決定

- ・ マスコミや研究者等からの取材や調査等に対してどのような対応をするかについて運営本部会議で決定します。
- ・ 取材及び調査等に対しては、取材対応窓口を設置します。避難所担当職員又は福祉避難所運営責任者が対応するなど、担当者を明確にしておきます。

(イ) 取材者等への対応

- ・ 避難所で取材・調査などを行う人には、必ず取材対応窓口への立ち寄りを求め、「取材者用受付用紙」（様式17）に、氏名・所属・連絡先・取材目的など記入してもらいます。
- ・ 許可を受けた取材者には、それが判別できるよう腕章等を着用してもらいます。
- ・ 避難者への取材には、総務情報担当が立ち会うこととします。

エ 生活情報の提供

避難者が必要な情報について、情報を収集し、掲示板等の手段を用いて提供します。掲示板とは別の手段による伝達が必要な避難者には個別の対応をするなどの配慮が必要です。

< 掲示板に掲示する情報の例 >

- ① 避難所生活のルール
- ② 最新情報（今日入った情報）
- ③ 被害情報
- ④ 医療・保健サービスに関する情報
- ⑤ 生活情報（ライフライン、交通機関の復旧情報、生活物資など）
- ⑥ 生活再建支援（罹災証明書発行、被災者生活再建支援制度、災害援護資金貸付金など）
- ⑦ 復興情報（求人、復興資金、応急仮設住宅関連情報など）
- ⑧ 使用施設関連情報（避難所となった施設に関する情報）

オ 情報の集約方法

- ・ 県や市の災害対策本部からの情報を訪問、ホームページ、職員聞き取りなどにより収集する。災害発生当初においては、情報も錯綜することから、デマなどの予防のため、行政からの情報を第一に取り入れます。

- ・マスコミからも効率よく収集します。集めた情報は、日時、発信源などを明記し、種類ごとに整理します。

<ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞などから集める情報の例>

- ①被害情報
- ②電気、ガス、水道等のライフライン等の情報
- ③道路、鉄道、バスなどの公共交通施設・機関の情報
- ④国・都道府県・市町村のおおまかな災害対応、復旧・復興の動き
- ⑤生活関連情報（ガソリンスタンド、近隣の営業店舗の情報等）

カ 情報の周知

- ・収集した情報は掲示板を用いて提供します。放送は一過性のものにすぎず、居住環境の快適性を損なうので緊急の場合以外は使用を控えます。
- ・情報の伝達漏れを防ぐため、定期的に掲示板を見るよう、避難者に伝えます。
- ・避難者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置します。
- ・視覚や聴覚に障がいがある人には、それに対応した伝達手段を用いるなど配慮します。
- ・掲示板への掲載は、総務情報担当のもと実施し、無秩序な掲載を避けます。情報には必ず掲載日時を掲載し、いつの時点の情報であるかを明確にしておきます。
- ・古い情報は削除して整理します。掲示板から外した情報は、分類して整理しておきます。

キ 生活ルールの作成・見直し

- ・避難所で生活する避難者は、互いにルールを守って生活を送ることが必要です。そこで避難所運営会議で避難所生活において必要な基本的なルールを取り決め、掲示板など見やすい所に掲示し、避難者にルールの周知を行います。

※資料9「福祉避難所ルールの例」参照

- ・避難所生活の長期化に伴い、必要に応じて生活ルールを見直します。

ク 郵便局員・宅配便への対応

- ・避難者へ郵便物が配達されるよう、世帯単位で氏名、元の住所、避難先の住所等を記入する名簿「避難者情報確認シート」（様式10）を避難者に配布、記入後回収し、避難所担当職員を通じて市及び郵便局に提出します。
- ・郵便物等が迅速・確実に受取人に届くよう、郵便局員、宅配便事業者の避難所への立入りは可能とします。防犯上、受付窓口に声をかけてもらうようにします。

- ・避難者数が多い場合、郵便物は受付で一括して受取り、避難者に渡します。
「郵便物等受付簿」（様式9）を作成する等、紛失には十分注意します。

ケ 行政との情報伝達、連絡、依頼等

- ・「主な関係機関連絡先一覧表」（様式22）を作成しておきます。
- ・行政との情報伝達を効率よく、信頼性を高めるため、総務情報担当に窓口を一本化します。
- ・行政との情報伝達、連絡、依頼等は様式を定めてメール、FAXで行うことを基本とし、電話でやり取りするときは、必ず内容の控えを残しておきます。

コ 日々の状況報告

日々の状況は、原則として「福祉避難所日報」（様式7号）により、市へ報告します。

<参考> 福祉避難所の職員へ情報共有について

福祉避難所となった施設の運営者からは、自治体からの福祉避難所の運営や介助員の派遣依頼の方法や運営などへのアドバイスや避難者の生活支援に関する情報が少なかった結果、混乱時の情報共有が出来ず、心配な面が多々あったといった意見が出ている。

また、障がい者に適切に情報が提供され、生活支援が行えるよう、既往歴やかかりつけの病院、身元引受人などの情報も、行政と施設管理者側で共有する仕組みが必要である、という意見も出ている。

「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」

（内閣府平成29年4月）より

（2）施設管理担当の業務

施設管理担当は、避難者を受け入れるに当たり、避難所のレイアウト作成を担当します。また、施設の危険箇所、要修繕箇所を把握し、二次的被害への対応に努めるほか、共有スペースの管理を行います。

ア 受入れスペースの確保

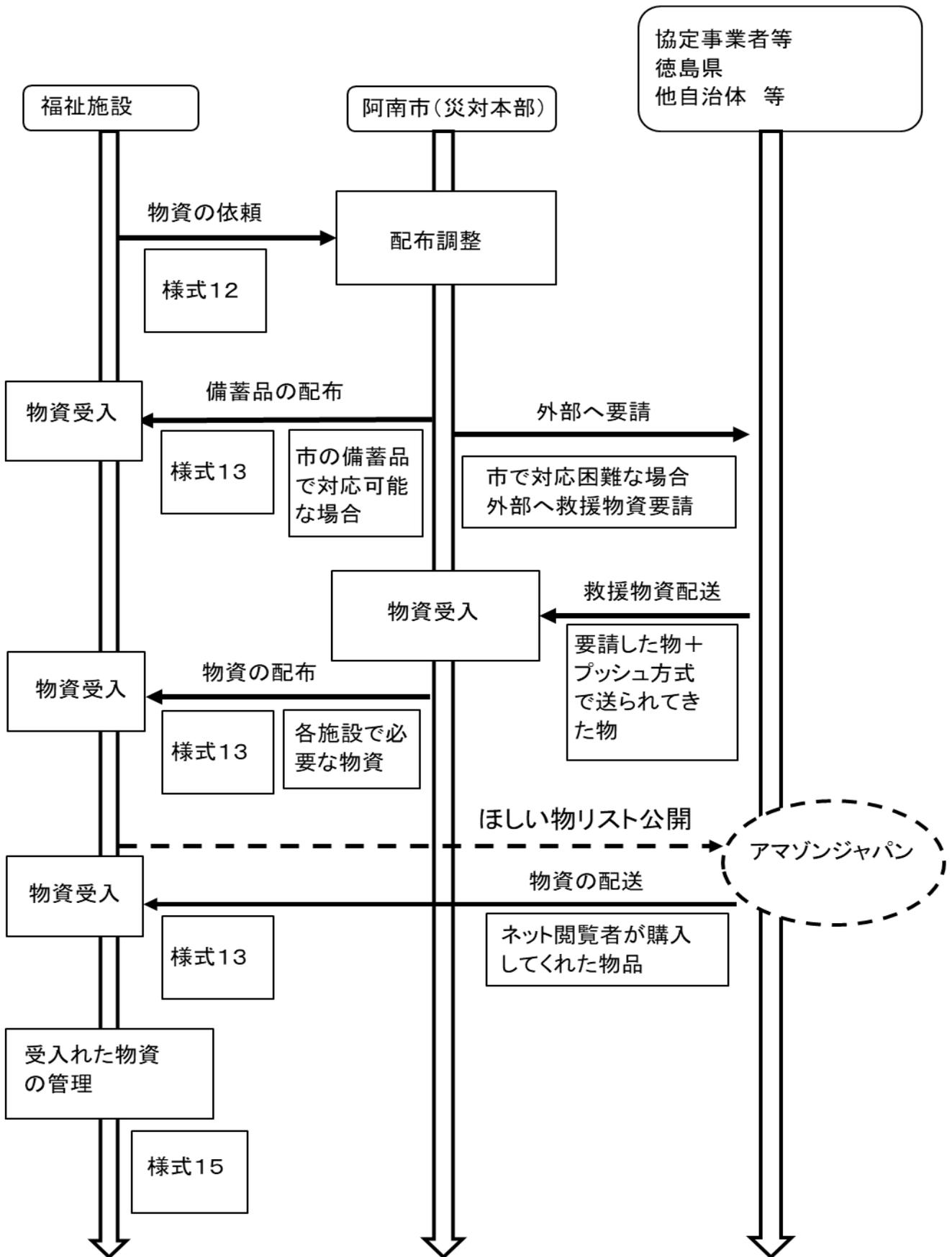
内閣府が作成したガイドラインによると、福祉避難所等は、要配慮者の特性を踏まえ適切に対応できるよう、1人あたりの面積について、概ね2～4㎡（2畳程度）を目安として設定し、避難生活に必要な空間を確保するよう努めるとしています。
※家族等の介護者を含めると、最低6㎡は必要です。

ただし、家族等の介護者は避難者に含まれず、国庫負担の対象とはならないので、家族の取扱いについて事前に検討しておくことが必要です。

イ その他の配慮事項

- 日頃からできる限り施設内のバリアフリー化に努め、要配慮者の生活環境の整備に努めます。なお、災害救助法が適用された場合において要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うための必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の費用については国庫負担を受けることができます。
- 空き室を活用した個室による受入れやベッドの利用が可能な場合は、そちらを優先して使用することを検討します。
- 地域交流スペース又はデイサービスのスペース等を利用し、できるだけ1人あたりの面積を広く確保し、プライバシーにも配慮できるようにします。
- 要配慮者の中には、人や環境に慣れにくい特性のある方もいることから、一時的に一人になれる場を確保できるよう努めます。

物資調達依頼に関するフロー



(3) 食料・物資担当の業務

福祉避難所の要配慮者の方への食事や物資の提供は、公平性を保ちつつ、可能な限り個々の要望、状態を考慮します。発災当初は、物資等が不足することが考えられることから、介助者の有無や障がいの種類や程度等に応じて優先順位をつけて対応します。

ア 食料・物資の調達

- ・避難者への食料及び避難者へ提供する消耗品に該当する物資については、基本的に施設が調達します。通常の流通ルートが機能している場合や、近隣の店舗が営業している場合は施設が調達します。

なお、コミュニケーション支援のためのホワイトボードなどの物品は、市の災害対策本部を通じて確保します。

- ・食事の提供に要した食材、燃料等の実費は市に請求することができます。この場合の基準額は日額1人あたり1,160円です。物資の調達に要した実費も、市に請求することができます。

なお、食事の調理に要する人件費は、この基準額に含まれないので、人件費として計上します。

- ・施設による食料・物資の確保が困難な場合、不足する内容を「食料依頼伝票」（様式11）及び「物資依頼伝票」（様式12）により市の災害対策本部に依頼します。
- ・食料の調達にあたっては、可能な限り適正な栄養に配慮するとともに、咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギーのある人など、特別の配慮を要する者のニーズについても配慮します。
- ・施設においては、管理栄養士等の協力を得て、メニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスに考慮します。
- ・物資の調達にあたっては、衣類など様々なものに対してアレルギーを持つ者がいることに配慮します。

イ 食料・物資の受入れ

(ア) 食料・物資受入簿による管理

- ・食料・物資の品目別の個数を記入する「食料・物資受入簿」を（様式13）により作成します。
- ・食料・物資を受け入れる際に、受入簿に日時や送付元、受入時担当者を記入します。

(イ) 受入人員の確保

発災直後は、昼夜を問わず24時間対応することもあるため、当番制で対応します。災害ボランティアセンターなどにボランティアの派遣を要請することも有効です。

ウ 食料の管理・配給

(ア) 食料の種類・在庫数の把握

- ・受入簿とは別に、食料の種類と在庫を管理するための「食料管理簿」を（様式14）により作成します。
- ・できる限りパソコン等で管理します。
- ・食料置き場は、食料の種類ごとに整理整頓します。

(イ) 食料の保管・管理

- ・消費期限に十分注意を払います。
- ・消費期限が過ぎた食品は配布せず、すべて破棄します。破棄の際は、食料が余っているなどの誤解が生じないように適切に処分します。

(ウ) 食料の配給

- ・発災直後は、備蓄食料を有効に活用します。
- ・全員に配布することを心がけますが、数量が不足する場合は、避難者の状態を考慮して避難所運営会議で決めます。
- ・食物アレルギーの避難者が、食事を安心して食べることができるよう、食事の原材料を示した包装や、食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにします。小麦、そば、乳、卵、落花生、えび、かにの有無については、重篤なアレルギーを引き起こす可能性があるため、これらが少量でも含まれている場合は、明示します。

エ 物資の管理・配給

(ア) 物資の種類・在庫数の把握

- ・受入簿とは別に、物資の種類と在庫を管理するための「物資管理簿」を（様式15）により作成します。
- ・できる限りパソコン等で管理します。
- ・物資置き場は、物資の種類ごとに整理整頓します。

(イ) 物資配布窓口の設置

女性用下着や生理用品などの配布は、女性職員を配置する等の配慮をします。

(ウ) 物資の配給

全員が同じように必要な物資は、原則として、平等に配布します。しかし、不足する場合には、高齢者や子どもなどを優先して配布するなどの配慮に関し、避難所運営会議で決めます。

(エ) 不用物資への対応

大量の不用物資がある場合は、その取扱いを市に委ねます。市災害対策本部の調整・指示のもとで、近隣の避難所に渡すなど有効的に活用します。

【福祉避難所における入所者へ提供する物資の事例】

- ① 被服、寝具及び身の回り品
洋服、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘、簡易ベッド等
- ② 日用品
石けん、シャンプー、歯みがき、ティッシュペーパー等
- ③ 衛生・救急用品
マスク、絆創膏、消毒剤、ガーゼ、紙オムツ、生理用品等
- ④ その他
茶碗、皿、箸等の食器等

※ 生活するうえで必要な物資が対象です。施設で物資購入にあたり判断が難しい場合は、事前に市の災害対策本部へ相談します。

(オ) 県への要請

市においては、平時から備蓄に努めておくことが必要ですが、どうしても確保が困難な場合は、県の介護福祉コーディネーターに物資調達の要請を行います。

(カ) 南海トラフ巨大地震に備えた備蓄

南海トラフ巨大地震では、長期に渡って輸送に深刻な影響が及ぶ恐れがあり、被害に遭わなかった地域でも物流のストップによる食料・水・その他の生活用品の不足が懸念されます。このことを踏まえ、市は最低3日分、できれば1週間以上の備蓄をしておきます。

なお、福祉避難所の開設にあたっては、食料や生活用品等の物資のほか、簡易ベッド等の物資が必要とされることから、市が日本福祉用具供給協会と「福祉用具等物資の供給等協力に関する協定」を締結し、物資確保を図ることとしています。

<参考> 物資・食料の配布について

物資配布場所に行ったが、公民館長や地域の長ではないと物資を提供できないと言われた事例がある。また、福祉避難所となった施設の職員が、重度障害を持つ利用者等のために給水場所に行ったが、「施設分は配れない」と断られたという。

こうしたことから、支援物資として届いた水や物資は、指定避難所以外に避難した避難者に届ける仕組みや、病院や福祉施設等にきちんと分配できる仕組みを考えて欲しいという意見が出ている。

「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」

(内閣府平成29年4月)より

【災害時要配慮者への食事について】

災害時要配慮者への対応は、個別性が高いので、次のポイントを参考に、市の管理栄養士をはじめとした専門職と連携し、継続した栄養・食生活支援ができるように調整するとともに、特別用途食品等の利用については、本人の意向を尊重する等、集団生活への配慮も必要です。

対象別栄養・食生活支援のポイント	
対象者	対象者支援のポイント
妊産婦	■ 必要な栄養素の確保 避難所での支援物資の中には、エネルギーが高い食品等栄養バランスの偏ったものを食事として提供されることがある。このような食事を続けることで、過剰な体重増加や必要な栄養素が不足することが想定される。
	* 妊婦のエネルギー付加量 ⇒ 初期：50kcal/日、中期：250kcal/日、後期：450kcal/日
	* 授乳婦のエネルギー付加量 ⇒ 350kcal/日日本人の食事摂取基準（2015年版）より
	■ 環境の整備 被災による身体的なストレスに加え、不安やショック、避難所での慣れない生活による精神的なストレスを感じる場合もある。母子ともにストレスを取り除くため、授乳場所を確保する等の配慮をする。
	■ ミルク・食事の与え方 乳幼児は、消化器官等の発達が未熟で一度に多くの食事を摂ることができない。また、環境の変化等により食欲が低下することもあるので、授乳回数や食事とおやつ回数、食事内容も可能な範囲で被災前に近い状態にする。
乳幼児	

対象者	対象者支援のポイント
乳幼児	<p>■ 脱水対策</p>
	<p>乳幼児は大人が考える以上に発汗等により水分を必要とし、水分不足が脱水や便秘等の原因の1つになるので、水分はしっかり与えて脱水症状に留意する。</p>
	<p>■ ストレス対策</p>
	<p>乳幼児は、生活環境の変化を敏感に受けて、ストレス等から食べなくなることや夜泣き等が現れることもある。親にとってもストレスとなることから、遊び場の確保や保育ボランティアの支援等を考慮することも重要である。</p>
	<p>■ おやつを食べ過ぎに注意</p>
	<p>避難所等には支援物資として菓子類が多く届く場合があり、子ども達は食事よりもお菓子を好んで食べる傾向にあるので、食べる回数と回数に配慮した環境整備に努める。</p>
	<p>■ 備蓄の留意点</p>
	<p>* 水の必要性</p>
	<p>乳児の場合は、水分が不足すると脱水症状に陥り易くなり、ミルクや粉末の食品やフリーズドライの離乳食を調理するためには水は不可欠である。1人1日当たり2～3リットルの水は用意しておく必要がある。</p>
	<p>* 乳幼児の場合（母乳保育の場合も備蓄）</p>
	<p>家庭には普段使用しているメーカーの商品を余分に用意しておくことが大切である。小缶かスティックタイプの物が便利であり、使用期限に留意して古くなる前に使い切り、新しい物と交換する。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>また、ミルクと一緒に予備のほ乳瓶と乳首、ガーゼをセットにしておく。</p> <p>2019年3月から国内産の赤ちゃん用液体ミルクの販売が開始されたが、災害時でも乳児の栄養の基本は母乳であり、粉ミルクや液体ミルクは、母乳が出ない場合に代替食品として補うこと。詳細は、「災害時における乳幼児の栄養支援の手引き（日本栄養士会災害支援チーム）」を参照。</p> <p>なお、液体ミルクは手軽に利用できるが、賞味期限が粉ミルクと比べて短いことに留意する必要がある。</p> </div>

対象者	対象者支援のポイント				
乳幼児	* 離乳食を開始している乳幼児の場合				
	<p>備蓄食品の他に、支給食品を再加熱して柔らかくして食べられる工夫が必要であり、小鍋や熱源も用意しておくことが重要である。</p>				
	<p>備蓄食品は、粉末果汁、粉末スープ、フリーズドライのベビーフード、レトルトのおかゆ等を2～3日分くらい用意し、古くなる前に使い切り、新しいものを一緒にセットしておく。</p>				
	* 食物アレルギーの乳幼児の場合				
	<p>震災後は、流通の事情が改善するまでは、食物アレルギー対応食品を入手するには時間がかかることが想定されるため、普段から必要な食料を余分に購入し、備えておく。避難所で対応が困難な場合、市に、食物アレルギー対応食品の要請を行う。</p>				
	高齢者	■ 脱水に注意			
		<p>高齢者の場合は、体内水分量が少なく「脱水」になりやすい。一般に体内の水分が失われると、疲労感、頭痛、食欲不振等につながる。</p>			
		<p>特に、災害発生後の避難所生活では、トイレが遠かったために夜間頻尿、失禁を恐れ、意図的に摂取制限を行いやすい状況にある。</p>			
<p>また、風邪等による発熱、糖尿病等による多尿及び感覚機能低下による口渇感の低下等のため、脱水になりやすい。</p>					
<p>水は、安静にしている時で1日に1.5リットル、活動している時は2.5リットル必要であり、心臓や腎臓等の病気で医師に水の摂取を注意されている場合を除き、食事以外にも水分補給を行う必要がある。そのため、日頃からペットボトル入りの水等を用意するとともに、トイレが遠い場合も考えて排泄がしやすいポータブルトイレ等の備えも必要である。</p>					
■ 低栄養に注意					
<p>高齢者の場合、食事の好みが淡泊になり、また、野菜の煮物や漬け物等が中心の場合はたんぱく質等の不足による低栄養が心配される。</p>					
<p>避難所の食事は冷たいことが多く、高齢者にとっては食べ難いが、意識しないと摂りにくい乳製品を取り入れ、離乳食や嚥下困難者用の食事を活用する等して積極的に食事を摂ることが大切である。</p>					
■ 嚥下機能が低下している場合の対応					
<p>食べやすい食事（おかゆ、刻み食）等を準備する。また、特定の栄養素が不足する場合には、保健機能食品やサプリメント等の補助食品の利用を考慮する。</p>					
<p>市販されている濃厚流動食、蜂蜜や飴等は食欲が無いときや、体力が低下しているときに活用できる。</p>					

対象者	対象者支援のポイント			
高齢者	■ 飲み込む機能が低下している場合の対応			
	食べ物が飲み込みやすくなるよう、とろみを付け誤嚥をおこさない			
	ように配慮する。			
高血圧	■ 栄養管理のポイント			
	* 適正エネルギー摂取と体重管理			
	避難所では、流通・保管が可能な菓子類等の高エネルギー食品が多く届けられる。一方、避難所生活では、活動量が減り、これらの食品を過剰に摂取することは、体重増加の原因となり血圧を上げることにつながる。菓子類や菓子パン、甘い飲み物等を控え体重管理			
	に配慮する。			
	* 塩分の摂り過ぎに注意			
	避難所での食事は、インスタント食品や体を温めるために汁物等の提供が多いので、お汁を残す等の配慮をする。			
	■ 服薬している場合の注意点			
	高血圧や心臓疾患等でワーファリンを含む薬を服用している場合は、納豆、クロレラ、青汁等に含まれるビタミンKが効き目を打ち消してしまうことから、これらの食品は控えるようにする。			
	また、カルシウム拮抗薬は、服用中に特定の食品（グレープフルーツジュース、ブント、夏ミカン等）を摂食した場合、薬剤の作用がより強く現れるために注意が必要である。			
	糖尿病	■ 栄養管理のポイント		
* 血糖のコントロール				
糖尿病は、平常時から血糖をコントロールすることが基本となるが、避難所生活では、食事時間や食事内容が変化するため糖尿病を悪化させるおそれがある。				
食事時間を1日3食、規則正しく、適量食べるように調整するとともに、バランスの良い食事を心がける。				
* 菓子・嗜好品について				
菓子類や清涼飲料水、アルコール類は血糖の上昇につながるのを控える。				
■ 健康管理のポイント				
治療内容（指示エネルギー、服薬状況、かかりつけ医等）が分かるように、持ち出し袋に健康状態を記載した記録票を入れておくことや、日頃から外出時には、「糖尿病連携手帳（日本糖尿病協会）」等を携帯するようにしておく。				
血糖降下剤等の薬物治療を行っている人の場合には、低血糖を予防するためにも、食事内容や時間に配慮する。				

対象者	対象者支援のポイント				
腎臓病	■ 栄養管理のポイント				
	* エネルギーの確保				
	災害時には、まずエネルギーの確保を優先する。エネルギー量が				
	不足すると、体内のたんぱく質がエネルギー源として消費される。				
	その結果、筋肉組織の細胞が壊れて腎臓の負担が大きくなる。				
	そのため、たんぱく質を制限している場合は、糖質や脂質でエネ				
	ルギーを補う必要がある。油やでんぷんを使った揚げ物や炒め物料				
	理やエネルギー補給等が手軽にできる特別用途食品等を活用する。				
	* 塩分・水分等の制限				
	避難所で支給される弁当には、塩分や肉・魚等、たんぱく質の割				
	合が多いものもあるので注意が必要である。				
	水分コントロールが必要な場合には、塩分の摂り過ぎにも注意す				
	る。				
	また暑い時期には、脱水を防ぐ必要があるので、水分の摂り方に				
配慮する必要がある。					
* カリウムの制限					
腎臓の機能が低下するとカリウムが排泄できなくなり、血液中の					
カリウムが増加することがある。カリウムの増加は不整脈を起こす					
危険があるので、医師の指示がある人は、芋類、煮豆、生野菜、果					
物等カリウムを多く含む食品についての制限を守ることが大切であ					
る。					
食物アレルギー	■ 指導のポイント				
	乳幼児から成人に至るまで、食物アレルギーの症状を起こす人が増				
	えており、重篤なアナフィラキシーショック症状を起こし、対応の遅				
	れから死に至る人もいる。災害初期には個別対応が困難なことが予測				
	されるので、平常時からの家庭における備蓄（最低でも3日分、でき				
	れば1週間程度）が重要となる。また災害時には、避難所において、				
	アレルギー対応食品の手配や栄養相談等、すみやかに対応する。				
	■ アレルゲン対応食品の手配				
	医師に特定のアレルゲンの摂取制限を指示された場合に用いる。				
■ 加工食品に含まれるアレルギー表示の活用					
・必ず表示される7品目（特定原材料）					
⇒ 卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに					
・表示が勧められている20品目（特定原材料に準ずるもの）					
⇒ あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、					
くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、					
もも、やまいも、りんご、ゼラチン、カシューナッツ、ごま					

対象者	対象者支援のポイント																																			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p data-bbox="193 219 831 255">(例) 食物アレルギーを持つ人への対応手順</p> <p data-bbox="229 275 580 304">1 個別問診による聞き取り</p> <p data-bbox="240 313 1187 524"> (1) 氏名、年齢、食事の種類 (2) アレルギー対応食品と摂取レベル (3) アナフィラキシー歴とその際の症状及び服薬状況 (服薬指導の必要性及び発症時に対応する薬の所持の有無、薬の種類等) (4) 人工ミルク利用者のミルクの製品名 (乳児) (5) その他 (アナフィラキシー症状以外の症状等) </p> <p data-bbox="229 553 497 582">2 避難所の情報集約</p> <p data-bbox="240 591 1318 725"> (1) 全体のアレルギーをもつ人数の集計 (2) アレルギー対応食品を必要とする対象食種と摂取レベル数の集計 (3) 人工ミルクの集計 (乳児) (4) アナフィラキシー歴のある人の集計 (*薬剤については、医師・薬剤師と連携) </p> <p data-bbox="229 734 1050 763">3 物資の配給 (アレルギー対応食品の受け渡し) の際の注意点</p> <p data-bbox="240 772 1305 837">配送先、対象者数、対象食数、連絡先等の明記、加工食品に含まれるアレルギー表示</p> <p data-bbox="229 866 469 896">4 その他の注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="229 904 1174 1039">■ 乳幼児等の子どもの保護者への支援 集団生活の中で誤食を恐れる保護者の心理的なストレスは大きいので、周囲への周知と理解を図る対策をとる (食べさせてはいけない食品を書いたワッペンやゼッケン等) <li data-bbox="229 1048 1038 1077">■ アナフィラキシー症状を起こした時の対処方法を決めておく </div>																																				
<p data-bbox="153 1149 400 1178">■ 栄養量の参照量</p>																																				
<p data-bbox="169 1200 1310 1232">【被災後3か月までの栄養量の参照量】 (出典：平成23年4月21日付厚生労働省事務連絡)</p> <p data-bbox="185 1249 1310 1281">～ 1歳以上、1人1日当たり～ ※ 日本人の食事摂取基準(2010版)をもとに算出</p>																																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>エネルギー</td><td>2,000kcal</td></tr> <tr><td>たんぱく質</td><td>55g</td></tr> <tr><td>ビタミンB1</td><td>1.1mg</td></tr> <tr><td>ビタミンB2</td><td>1.2mg</td></tr> <tr><td>ビタミンC</td><td>100mg</td></tr> </table>	エネルギー	2,000kcal	たんぱく質	55g	ビタミンB1	1.1mg	ビタミンB2	1.2mg	ビタミンC	100mg	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="874 1350 1302 1529">エネルギーは、身体活動レベル I と II の中間値を用いて算出 ビタミンB1、B2はエネルギー量に応じて算出</p> </div>																									
エネルギー	2,000kcal																																			
たんぱく質	55g																																			
ビタミンB1	1.1mg																																			
ビタミンB2	1.2mg																																			
ビタミンC	100mg																																			
<p data-bbox="153 1597 528 1628">※ 対象特性別参照量 (参考)</p>																																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td></td><td colspan="4" style="text-align: center;">対象特性別 (1人1日当たり)</td></tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">幼児 (1～5歳)</td> <td style="text-align: center;">成長期 (6～14歳)</td> <td style="text-align: center;">成長期Ⅱ・成人 (15～69歳)</td> <td style="text-align: center;">高齢者 (70歳以上)</td> </tr> <tr><td>エネルギー(kcal)</td><td style="text-align: center;">1,200</td><td style="text-align: center;">1,900</td><td style="text-align: center;">2,100</td><td style="text-align: center;">1,800</td></tr> <tr><td>たんぱく質(g)</td><td style="text-align: center;">25</td><td style="text-align: center;">45</td><td style="text-align: center;">55</td><td style="text-align: center;">55</td></tr> <tr><td>ビタミンB1 (mg)</td><td style="text-align: center;">0.6</td><td style="text-align: center;">1.0</td><td style="text-align: center;">1.1</td><td style="text-align: center;">0.9</td></tr> <tr><td>ビタミンB2 (mg)</td><td style="text-align: center;">0.7</td><td style="text-align: center;">1.1</td><td style="text-align: center;">1.3</td><td style="text-align: center;">1.1</td></tr> <tr><td>ビタミンC (mg)</td><td style="text-align: center;">45</td><td style="text-align: center;">80</td><td style="text-align: center;">100</td><td style="text-align: center;">100</td></tr> </table>		対象特性別 (1人1日当たり)					幼児 (1～5歳)	成長期 (6～14歳)	成長期Ⅱ・成人 (15～69歳)	高齢者 (70歳以上)	エネルギー(kcal)	1,200	1,900	2,100	1,800	たんぱく質(g)	25	45	55	55	ビタミンB1 (mg)	0.6	1.0	1.1	0.9	ビタミンB2 (mg)	0.7	1.1	1.3	1.1	ビタミンC (mg)	45	80	100	100	
	対象特性別 (1人1日当たり)																																			
	幼児 (1～5歳)	成長期 (6～14歳)	成長期Ⅱ・成人 (15～69歳)	高齢者 (70歳以上)																																
エネルギー(kcal)	1,200	1,900	2,100	1,800																																
たんぱく質(g)	25	45	55	55																																
ビタミンB1 (mg)	0.6	1.0	1.1	0.9																																
ビタミンB2 (mg)	0.7	1.1	1.3	1.1																																
ビタミンC (mg)	45	80	100	100																																

【被災後3か月以降の栄養量の参照量】		
○ エネルギー及び主な栄養素 (資料：平成23年6月14日付厚生労働省事務連絡)		
目的	エネルギー・栄養素	1歳以上・1人1日当たり
エネルギー摂取過不足の回避	エネルギー	1,800~2,000kcal
栄養素の摂取不足回避	たんぱく質	55g以上
	ビタミンB1	0.9mg以上
	ビタミンB2	1.0mg以上
	ビタミンC	80mg以上
※ たんぱく質については、体たんぱく質量の維持に十分な量を考慮して設定		
○ 対象特性に応じて配慮が必要な栄養素		
目的	栄養素	対象特性に応じた配慮事項
	カルシウム	骨量の蓄積の観点から、特に6~14歳では、600mg/日を目安とし、多様な食品の摂取に留意すること。
栄養素の 摂取不足の回避	ビタミンA	成長障害を回避する観点から、特に1~5歳では、300μgRE/日を下回らない量とし、主菜や副菜の摂取に留意すること
	鉄	月経がある人で貧血の既往歴がある人は、医師・管理栄養士等による専門的評価を受けること
生活習慣病の 一次予防	ナトリウム (食塩)	高血圧予防の観点から、過剰摂取を避けること

■ 災害時要配慮者用の特別用途食品等 (参考例)			
区分	商品名	備考	メーカー
	MA-mi	医師の指示で使うミルクです ・アレルギー性を低減しながら、「栄養バランス」、「風味」、「溶け」を改善したアレルギー用のミルク	
特殊	ニューMA1	医師の指示で使うミルクです ・ミルクアレルギーと診断された赤ちゃんに、たんぱく質を高度に酵素消化したミルクアレルギー治療用のミルク	森永乳業
乳	ノンラクトン	医師の指示で使うミルクです ・乳糖不耐症、下痢をしている赤ちゃんに対応した無乳糖のミルク	
幼	E赤ちゃん	ミルクのアレルゲン性に配慮したミルクです ・ミルクアレルギー疾患用ではありません(新生児から対象です)	
児	ベビー	やさしい赤ちゃん	新生児から対応
	飲料	の水	ミネラルや不純物をほとんど含まないミルクの調乳に適した水
		レトルトパウチ	・7～8ヶ月、9～11ヶ月、12～15ヶ月
		シリーズ	・アレルギー特定原材料7品目を使用していません (小麦、卵、乳、そば、落花生、えび、かに)不使用
ベビー			・7～8ヶ月、9～11ヶ月、12～15ヶ月
フード	よいこになあれ	・アレルギー特定原材料25品目を使用していません (小麦、卵、乳、そば、落花生、えび、かに、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン)	キューピー
		カロリーメイト	ビタミンは1日に必要な量の半分を含有
食べる	ゼリーアップル	【熱量=200kcal、たんぱく質=7.6g、脂質=4.4g、糖質=32.5g、食物繊維=2g、Na=30mg】	大塚製薬
濃	タイプ	(1袋=215g)	
		メイバランス	食べやすさに配慮したなめらかな触※食物繊維=3.3g
		ムースミック	【熱量=200kcal、たんぱく質8.4g、脂質=5g、炭水化物=32.9g、Na=150mg】
厚		ス(1袋=50g)	
飲む	ファインケア	微量元素、たんぱく質に配慮※Fe=4mg、Zn=2.3mg	
流	タイプ	(1本=125ml)	【熱量=200kcal、たんぱく質=7.5g、脂質7.5g、炭水化物=25.6g、Na=140mg】
高		ペプチーノ	無脂肪・低残渣※食物繊維=0g
動	飲んだ	(1本=200ml)	【熱量=200kcal、たんぱく質=7.2g、脂質=0g、炭水化物=42.8g、Na=140mg】
食	リチュ		
年齢	一プを	明治インスロ	糖質を調整し、吸収が緩やかな流動食※食物繊維=3g
	用いて	—	【熱量=200kcal、たんぱく質=10g、脂質=6.6g、炭水化物=27.8g、Na=140mg】
	摂取で	(1本=200ml)	
者	きるタ	アイソカル・	少量で高カロリー
	イプ	プラス	【熱量=300kcal、たんぱく質=11.3g、脂質=13.8g、炭水化物=33.6g、Na=530mg】
		(1本=200ml)	
		アクアケア	水分の体内保持に適した優れた電解質組成※K=100mg、Mg=4.7mg
		ゼリー	【熱量=19kcal、たんぱく質、脂質=0g、炭水化物=5.2g、Na=103mg】
		(1袋=130g)	
水分補給	ゼリー	エナチャー	水分とエネルギーを同時に補給(たんぱく調整)※Fe=3mg
		ジ160	【熱量=160kcal、たんぱく質、脂質=0g、糖質=39.3g、食物繊維=3g、Na=32mg】
		(1本=165g)	
		OS-1	くっつきにくいのでむせにくいのどごし
		ゼリー	【熱量=20kcal、たんぱく質、脂質=0g、炭水化物=5g、Na=230mg、K=156mg、Mg=4.8mg】
		(1袋=200g)	

区分	商品名	備考	メーカー
	やさしい献立	歯ぐきでつぶせます	キューピー
	おじや		
高	やわらか	ぬくもりミキ	本格的に炊きあげたおかゆをつぶつぶを少し残してミキサーに
齢	食品	サー	かけています
者		(おかゆ)	
	やさしい献立	様々な素材を使用し、味つけにこだわって和風から洋風まで容易に	キューピー
	シリーズ	かめる、歯茎でつぶせる、舌でつぶせる、かまなくてよい品目あり	
	ゆめごはん	1パック当たりのたんぱく質0.13g ※K=0.4mg、P=22mg	キッセイ
	1/35トレー	【熱量=299kcal、たんぱく質=0.13g、脂質=0.6g、炭水化物=72.5g、	薬品工業
	(1パック=180g)	Na=4mg】	
	タンパク	たんぱく質調整	口どけがよく、食べやすいクリームサンドビスケット ※K=6mg、P=6mg
	質調整	ビスコ	【熱量=55kcal、たんぱく質=0.3g、脂質=2.4g、炭水化物=7.9g、
食		(2枚(10.9g))	Na=12mg】
	グンブンでん	ジャム、シロップなどをつけて手軽にエネルギー補給※K=7.3mg、	
事	ぷんクラッカー	P=62.2mg	グンブン
	(100g)	【熱量=383kcal、たんぱく質=0.6g、脂質=0.6g、炭水化物=94.2g、	
療		Na=12mg】	
	レナケアー	一般的なカップラーメンに比べて塩分35%カット※K=109mg、P=70mg	
養	カップ麺シ	【熱量=327kcal、たんぱく質=3.2g、脂質=12.7g、炭水化物=50.1g、	
	リーズ醤油	Na=1023mg】	日清
	塩分	ラーメン	オイリオ
	カット	(1食(72.2g))	グループ
	低塩だしわり	普通のしょうゆに比べ、食塩、リン、カリウム40%以上カット	
	しょうゆ(100g)	※K=28mg、P=36.5mg 【熱量=65kcal、たんぱく質=3.3g、脂質=0g、	
		脂質=0g、炭水化物=11.1g、Na=3160mg】	

「徳島県災害時栄養・食生活支援マニュアル」より

<参考>アマゾンジャパンの「ほしいものリスト」を活用した避難所支援

従来、避難所への支援物資については、

- ・ 避難生活の長期化に伴い、多様化するニーズを一元的に集約する情報基盤
- ・ 情報発信ができて、全国からの支援物資を過不足なく届ける体制

が十分でなく、その結果、避難所にはニーズに合わない物資が届けられたり、ニーズに合っても必要数以上に大量に届いてしまうことがありました。

こうした課題に対応するため、徳島県では平成26年9月5日、ネット通販大手のアマゾンジャパン(株)との間で、自治体では全国初となる「災害発生時における支援に関する協定」を締結しています。これは、災害時に避難生活が長期化する中で、各避難所が必要とする物資を過不足やミスマッチなく、きめ細やかに供給することを目指すものです。

徳島県では、東日本大震災でも活用されたこの仕組みを、「災害時情報共有システム」を活用し、平時から避難所との間の情報共有体制も兼ねた効率的な仕組みとして構築しています。



元年10月の台風19号の被災地支援で、アマゾンの「ほしい物リスト」が活用されている。長野県の自治体が避難所で使う日用品などを「ほしい物」として公開したところ、ネットを見た人が買って来て、その日のうちに必要数が集まった。

<参考> 福祉避難所における物資の対応と課題

ある福祉避難所では、入所に際して、出来るだけケアマネージャーから本人の食事摂取の状況を聞き取り、食べやすい形での食事を提供したという事例もあったが、災害時においては、要介護高齢者は禁食や食形態等の個別ケアを迅速かつ的確に把握する必要があるため、本人の状態について分かっている方からの情報があれば良かったという声もある。

また、聞き取りなどが出来た場合においても、平常時から入所者等も居ることや、食料を備蓄できるスペースなども限られているため、避難が長期化した際の食料不足を懸念する意見が多かった。また、食事についても、支給されるお弁当などでは、糖尿病食や高血圧等の持病を持つ避難者にとっては不十分な内容であるため、調理も検討したが、調理、配膳・下膳の人員問題、提供場所が数カ所に分散していたこと、食事制限やムー

ス食などの配慮が必要な避難者も想定すると、人員が不足して対応が困難であったという意見もある。

「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」

(内閣府平成29年4月)より

(4) 保健・衛生担当の業務

保健・衛生担当は、避難者の健康確保に務めるとともに、トイレ、風呂、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を提供できるようにします。

ア 避難者の健康状態等の把握

- ・感染症のまん延などに備えて、怪我や病気の避難者について把握できる体制を整えます。
- ・避難者の中に、腹痛や下痢・嘔吐、発熱、咳、発疹等の症状がないかを本人、家族への聞き取りなどにより「避難者の健康状況調査シート」(様式16)で毎日調査し、把握します。前記ような症状のある避難者については、近隣の救護所や医療機関につなぎます。症状のある避難者が多い場合、災害時情報共有システムに入力するとともに、市又は保健所と対応を協議します。

イ 健康・こころのケア対策

- ・必要に応じて、心身に係る相談窓口の設置、専門的な知識や技術を持つ医師・保健師等による巡回相談等の実施を市災害対策本部に要請します。
- ・不眠、心的外傷後ストレス障害(P T S D)や急性ストレス障害といった「こころのケア」対策を市に要請します。

ウ 手洗いの徹底

- ・手洗い用の消毒液を調達し、特に、炊き出しを行う者や体調不良者などについて、手洗いを徹底します。手洗い用の水を確保できる場合は、感染症予防のため、必流水による手洗いを徹底します。

エ 感染症の予防

- ・定期的な手洗い、うがい、換気などにより、避難者自身で十分に予防対策を講じるよう周知します。マスクやうがい薬など、予防のために必要なものについて、市災害対策本部に要望します。

- ・ペットからうつる動物由来感染症にも注意をし、ペットに触った後の手洗いについて、周知徹底します。
- ・感染症患者が出た場合には、市へ連絡します。

オ ペット連れの避難者への対応

- ・居住スペースへのペットの持込は、盲導犬等身体障がい者補助犬を除いて、原則禁止とし、周知徹底します。身体障がい者補助犬を居住スペースへ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにします。

カ 居室部分の清掃の徹底

- ・定期的な清掃の周知徹底を図ります。特に高齢者の場合には、体を動かすことが減ることで筋力が低下するため、体を動かす機会を作るよう、毎日1回の清掃時間を設け、換気と寝具を整えるなどの清掃を行うよう、周知徹底を図ります。

キ ごみ分別収集の徹底

- ・ごみ袋を配布し、分別収集を周知徹底します。
- ・ごみ集積場は、避難者全員で清潔に保つよう周知徹底します。

ク トイレの衛生管理

- ・トイレの清潔な使用方法について、張り紙等で周知徹底します。
- ・トイレの入り口に手洗い用の消毒液を設置し、換気を十分に行います。
- ・定期的に消毒・殺菌について、市災害対策本部や保健所と連携し、実施します。

<参考> 健康相談の引き継ぎについて

福祉避難所における要配慮者の健康管理については、医師や看護師、ケアマネージャー、嘱託医などと連携しながら、避難者の既往歴、内服薬の確認、毎日の健康状態の把握が行われるなどした。また、体温や血圧、脈拍など、毎日の健康状態を把握する項目については、あらかじめ施設でチェック表を作成して応援派遣職員等とも共有することで、役割分担して健康管理ができ、体調が悪いなどの場合は、施設の看護職員が状態を確認し、必要に応じて病院への受診を促したという。

「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」

(内閣府平成29年4月)より

8 福祉避難所における要配慮者の支援

(1) 福祉サービスの提供

災害により身体的・精神的負担を受け、症状・状態が悪化する可能性もあることから、避難している要配慮者のニーズにきめ細かく対応します。

ア 避難者個々のニーズの把握

市は、災害後も継続的にサービスが受けられるよう、避難者が災害発生前に受けていた福祉サービス及び医療について把握します。

また、応急仮設住宅への入居、住宅の再建意向についても継続的に把握します。

イ 継続的サービスの実施

市は、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、NPO法人等と連携を図り、要配慮者に対して、ニーズに応じた必要なサービスを提供します。

ウ 相談窓口の設置

市は、避難生活に関することや自立に向けた相談を行えるよう、相談窓口を設置します。また、要配慮者特有の相談（介護用品、手話通訳等）に対応できる相談窓口も設置し、専門職（看護師、介護福祉士等）による総合的な福祉、健康相談を行います。

(2) 緊急時対応

福祉避難所に入所した要配慮者の方が、心身状況等の悪化により、医療処置、治療等が必要と判断される場合は、医療機関へ速やかに移送するなど適切な対応を図ります。

ア 入所者の状態悪化時の対応

福祉避難所入所者の心身状況等の悪化により、福祉避難所での生活が困難と認められる場合は、市へ連絡を行い、指示を受けるとともに、今後の対応について、市や身元引受人、関係機関と協議します。

なお、緊急に医療処置等を要すると予測される場合は、医療機関の受診や救急車を要請するなどし、その後、速やかに市へ報告します。

福祉避難所を退所することとなった場合は、随時名簿の更新を行います。

イ トラブル発生時の対応

避難者のトラブル等が発生した場合は、状況により家族、身元引受人、関係者、市に直ちに連絡し、ケースによっては警察へ連絡することとします。

(3) 日報の提出

福祉避難所の状況等について、「福祉避難所日報」（様式7）を市へ提出します。

ア 日報の提出

市は、毎日の福祉避難所状況等について、福祉避難所日報（様式7）の提出を求めます。報告書は、ファクシミリ又は電子メールを使用し、市があらかじめ指定する連絡先の番号に提出します。

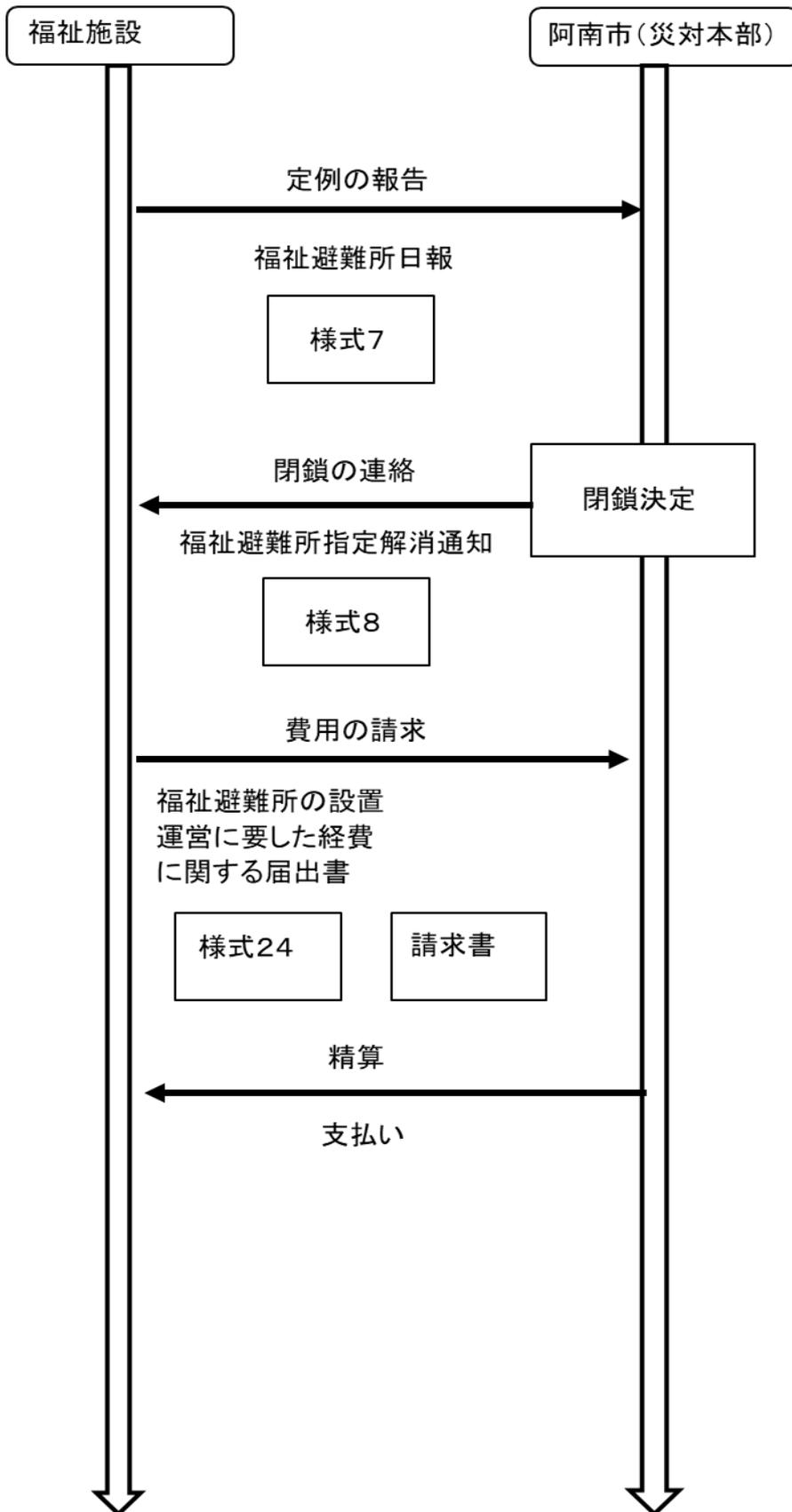
災害の状況等により、ファクシミリ等による報告が困難な場合は、緊急を要する場合を除き、後日、まとめて市に報告します。

イ 日報の内容

日ごとの受入人数、福祉避難所の新規入所者および退所者の氏名等を「避難者名簿一覧表」（様式2）及び「避難者数集計表」（様式3）により市へ報告します。

なお、退所者については、可能な限り転出先を確認し記録します。

閉鎖に関するフロー



9 福祉避難所の閉鎖

福祉避難所の入所者が減少してきた時期においては、施設としての本来の機能の回復に努めていくものとします。

なお、全ての要配慮者が退所し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所としての開設を解消します。

- (1) 市の災害対策本部は施設が早期に本来の活動を再開できるよう、避難者に対し生活再建に係わる措置を行う等、各種支援制度につなげることで、福祉避難所の早期閉鎖に努めます。
- (2) 市は、避難している要配慮者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所に対し「福祉避難所等指定解消通知書」(様式8)を交付します。
- (3) 福祉避難所の閉鎖後も引き続き支援等が必要な要配慮者については、市や要配慮者及びその家族等と協力し、今後の支援方法等について検討し、対応を確認します。
なお、避難所によって避難者数に多いところ少ないところが出るなどした場合、施設側から閉鎖の協議があった場合は、福祉避難所の統廃合を図ります。
統廃合にあたっては、避難している要配慮者及びその家族に十分説明します。
- (4) 福祉避難所の閉鎖後は、市に対し速やかに設置運営経費の請求手続きを行います。
「福祉避難所の設置運営に要した経費に関する届出書」(様式24)により、実費を市に請求することができます。

<参考> 事例にみる福祉避難所の解消

- ・福祉避難所は、8月からデイサービスを再開するため、7月末で閉鎖することになった。
この福祉避難所に入所していた避難者は、自宅に戻ったり、ショートステイに切り替えたりしていた。また、この福祉避難所にいた一般の避難者は他の避難所に移動した。
- ・福祉避難所に入った方は4名であったが、その退去理由は、①自宅に戻る、②親戚宅に行く、③介護施設に入所する、④息子夫婦がアパートを確保する、であった。

- ・福祉避難所に40名の避難者が来たため、介護職員が24時間体制で対応した、避難者は別の介護施設に緊急入所したり、自宅に戻ったりして徐々に減少し、発災から1週間後に閉鎖された。

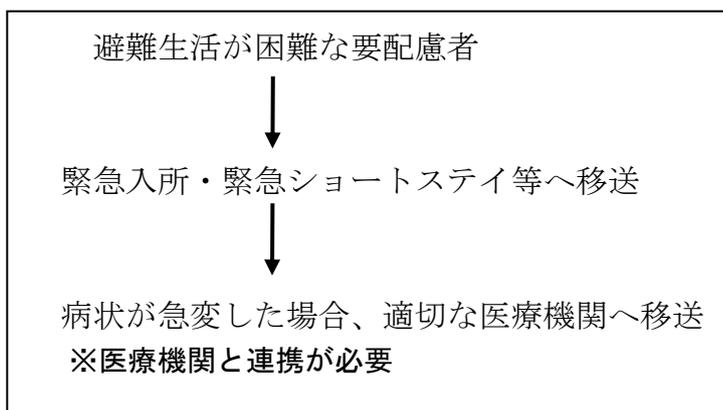
「指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書」

(平成30年8月内閣府)より

10 緊急入所としての運営

福祉避難所等での生活が困難な高齢者（要介護度が3以上を想定）及び障がい者（障害支援区分1以上）については、緊急入所として、特別養護老人ホーム等の短期入所（ショートステイ）または障害者支援施設等の短期入所を活用するなど適切に対応します。

市は、在宅での生活が困難な要配慮者、避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所、ショートステイ等の利用により、適切に対応します。



(1) 緊急入所施設の設置運営

ア 緊急入所の決定

市は、対象者の判断にあたっては、判明している要介護度や障がいの程度のみならず、判断する時点における心身の状況や家族による支援の有無等を総合的に確認したうえで入所を決定します。

イ 移送手段の確保

緊急に入所や医療的な処置や治療が必要な場合、要配慮者の状態に配慮した移送手段の確保が必要です。

ウ 開設期間

緊急入所施設の開設期間について、当該施設は介護保険法に基づくものであるため、災害救助法の規定は適用されませんが、福祉避難所における開設期間と同様に扱います。（入所期間は、本人の状態を確認しながら決定します。）

エ 経費の請求

施設は、緊急入所施設の場合、特別養護老人ホームの短期宿泊（ショートステイ）に準じ、障害者支援施設は障害者総合支援法の基準にて対応（人員配置や面積の確保を含む）するものとし、受け入れに必要な経費は、それぞれ通常の介護報酬請求、通常の介護給付費の請求により行います。

ただし、介護給付費については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わず、この場合において職員の配置基準にかかわらず、所定の介護給付費の対象となります。

